

## 介護福祉士を目指す外国人介護人材受入れ施設のための指導者養成研修 プログラム(例)

開催日時: ●年●月●日(曜日) XX:XX ~ XX:XX

開催場所: ●●会議室

10:00~10:30	開場・受付
10:30	開会のご挨拶 登壇者: ●●
10:30~10:45	事業の趣旨説明 登壇者: ●●
10:45~11:00	在留資格・主要な送出国に係る基礎知識 登壇者: ●●
11:00~11:30	外国人介護人材が介護福祉士国家資格を取得することの意義 登壇者: ●●
11:30~12:30	介護福祉士国家資格取得までの支援(①介護) 登壇者: ●●
12:30~13:30	休憩
13:30~14:30	介護福祉士国家資格取得までの支援(②日本語) 登壇者: ●●
14:30~15:00	介護福祉士国家資格取得までの支援(③学習環境整備)、 外国人教育者チームとして他施設に助言をする際の留意点 登壇者: ●●
15:00~15:15	質疑応答
15:15~16:00	参加者同士の意見交換
16:00	閉会

介護福祉士を目指す外国人介護人材受入れ施設のための指導者養成研修

配布資料一覧（例）

資料 1 プログラム

資料 2 配付資料一覧

資料 3 事業の趣旨説明

資料 4 在留資格・主要な送出国に係る基礎知識

資料 5 外国人介護人材が介護福祉士国家資格を取得することの意義

資料 6 介護福祉士国家資格取得までの支援（①介護）

資料 7 - 1 介護福祉士国家資格取得までの支援（②日本語）

資料 7 - 2 介護福祉士国家資格取得までの支援（②日本語）参考資料集

資料 8 介護福祉士国家資格取得までの支援（③学習環境整備）、  
外国人教育者チームとして他施設に助言をする際の留意点

資料 9 参加者アンケート

参考資料

# 介護福祉士を目指す外国人介護人材受入施設 のための指導者養成研修

## 在留資格・主要な送出国に係る 基礎知識

2024年3月

令和5年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

「外国人介護人材の介護福祉士国家資格取得に向けた指導者養成  
の在り方に関する調査研究事業」カリキュラム部会

---

## I . 外国人介護人材に関する主な在留資格

# 1. 外国人介護人材に関する主な在留資格(1/4)

- 現在、外国人介護人材を受け入れるにあたり、関係する主な在留資格は、特定活動(経済連携協定(EPA)に基づく介護福祉士候補者、介護福祉士国家資格取得者)、介護、技能実習、特定技能1号の4つある。
- それぞれの制度目的は異なるが、特定活動、技能実習、特定技能1号は要件を満たせば、介護福祉士国家資格取得が可能である。

## ① 特定活動 (EPAに基づく介護福祉士候補者、資格取得者)

- 経済連携の強化を目的として介護福祉士候補者を受入れ
- インドネシア、フィリピン、ベトナムの3か国が対象 (国により入国前研修期間や要件等が異なる)
- 介護福祉士国家試験の受験が必須
- 3,138人が在留 (2023年11月1日時点) うち、資格取得者1,130人

## ③ 技能実習

- 人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することが目的 (技能実習法第一条)
- 現在、14か国と二国間取決め (協力覚書) を締結
- 最長5年間の在留期限、技能実習2号以上を良好に修了すれば、特定技能1号へ無試験で移行が可能
- 15,011人が在留 (2022年6月末時点)

## ② 在留資格「介護」

- 在留資格「留学」を有する介護福祉士養成校の卒業 (養成校ルート)、または、他の在留資格からの移行 (実務経験ルート) により在留資格を取得する
- 介護福祉士国家試験の合格が必須 (養成校ルート対象者は特例措置あり)
- 8,093人が在留 (2023年6月末時点)

## ④ 特定技能1号

- 人手不足対応として、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れることが目的。技能実習ルート、試験ルート、介護福祉士養成施設修了ルート、EPA介護福祉士候補者ルートのいずれかにより在留資格を取得する
- 現在、16か国と二国間取決め (協力覚書) を締結
- 最長5年間の在留期限
- 21,915人が在留 (2023年6月末時点)

(注) 出入国管理及び難民認定法別表2に掲げられている、身分に基づく在留資格(永住者、永住者の配偶者等、日本人の配偶者等、定住者)で在留する外国人も日本国内における活動に制限なく、介護職種も含め就労が認められているが、本稿では出入国管理及び難民認定法別表1に掲げられる上記4つの在留資格についてまとめている。

# 1. 外国人介護人材に関する主な在留資格(2/4)

■ 以下の表では、4つの在留資格に関して、主な観点別に各在留資格の内容、特徴をまとめている。

	介護福祉士国家試験受験及び資格の保有	日本語能力の目安	在留期間
特定活動 (EPA)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国家試験の<b>受験が必須</b> ※ 不合格で帰国した場合、在留資格「短期滞在」で再度入国し受験することが可能</li> <li>■ 受入れ機関となる事業所は、国家資格取得のための研修とその支援体制を整えることが必須</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>インドネシア・フィリピン</b> 現地で6か月研修後、<b>日本語能力試験N5 (フィリピン) 程度以上、N4 (インドネシア) 程度以上</b>で入国、入国後6か月の研修を受けてから介護事業所で就労</li> <li>■ <b>ベトナム</b> 現地で12か月研修後、<b>日本語能力試験N3以上の合格</b>で入国、入国後2.5か月の研修を受けてから介護事業所で就労</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 介護福祉士国家資格取得前：<b>原則4年</b></li> <li>■ 介護福祉士国家資格取得後：<b>制限なしで更新可能</b></li> </ul>
介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国家試験の<b>合格が必須</b> ※ ただし、平成29年度から令和8年度までの介護福祉士養成校卒業者は、卒業5年以内に国家試験に合格するか、原則卒業後5年間連続して実務に従事すれば（育児休業等を取得した場合、その分を合算した期間内に5年間あればよい）、介護福祉士の資格を継続可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 特にないが、介護福祉養成校卒業者について、以下がガイドラインで示されている</li> <li>■ <b>日本語能力試験N2以上合格者等</b> ※ 日本介護福祉士養成施設協会「外国人留学生受入れに関するガイドライン」における入学者選抜の留意点に基づく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>制限なしで更新可能</b></li> </ul>
技能実習	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 制度目的上、国家試験の受験は求められないが（任意）、<b>実務要件等を満たせば、受験可能</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 入国時</li> <li>■ <b>日本語能力試験N3程度が望ましい水準、N4程度が要件</b></li> <li>— 入国から1年後（2号移行時）</li> <li>■ <b>N3程度が要件</b> ※ 1年後にN3程度に満たない場合は、当面、雇用されている事業所で介護の技能の習熟のために必要な日本語を学ぶことなどを条件に、引き続き3年目まで在留することが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 技能実習1号：最長1年</li> <li>■ 技能実習2号：最長2年</li> <li>■ 技能実習3号：最長2年</li> <li>合計 <b>最長5年</b></li> </ul>
特定技能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 制度目的上、国家試験の受験は求められないが（任意）、<b>実務要件等を満たせば、受験可能</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>全分野共通</b> 日本語能力試験<b>N4以上</b>、または、<b>国際交流基金日本語基礎テスト (JFT-Basic) 合格</b></li> <li>■ <b>介護分野のみ</b>：上記に加えて、<b>介護日本語評価試験合格</b> ※ ただし、EPA介護福祉士候補者として4年間、就労・研修に適切に従事した場合、上記1)・2)ともに免除。技能実習2号を良好に修了している場合は、上記1)のみ免除。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>最長5年</b></li> </ul>

# 1. 外国人介護人材に関する主な在留資格(3/4)

	法人・事業所の要件、 勤務可能なサービスの種類	配置基準に 含まれるまでの期間	夜勤の可否	受入調整機関等
特定活動 (EPA)	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 介護福祉士国家資格取得前</li> <li>■ 介護保険3施設（定員30名以上）、認知症グループホーム、特定施設、通所介護、通所リハ、認知症デイ、ショートステイ等</li> <li>※ 訪問系サービスは不可（資格取得後は、一定条件を満たした事業所では可）</li> <li>— 介護福祉士国家資格取得後</li> <li>■ 制限なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日本語能力試験N2以上の場合は、雇用してすぐに配置基準に含まれる</li> <li>■ その他の場合は、雇用して6か月経過後、含まれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 介護福祉士国家資格取得前</li> <li>■ 条件※付きで可能</li> <li>※ ①介護福祉士候補者以外の介護職員を配置すること又は②緊急時のために介護福祉士候補者以外の介護職員等との連絡体制を整備すること、また、候補者の学習時間への影響を考慮し、適切な範囲で夜勤を実施するよう配慮すること。</li> <li>— 介護福祉士国家資格取得後</li> <li>■ 可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公益社団法人国際厚生事業団（JICWELS）</li> </ul>
介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 制限なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 雇用してすぐに配置基準に含まれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ なし（介護事業所の自主的な採用活動）</li> </ul>
技能実習	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 訪問系サービス以外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日本語能力試験N2以上の場合は、雇用してすぐに配置基準に含まれる</li> <li>■ その他の場合は、雇用して6か月経過後、含まれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 条件※付きで可能</li> <li>※ 技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行うこと、及び、夜勤業務等を行うのは2年目以降に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 団体監理型：各監理団体</li> <li>■ 企業単独型：各企業</li> </ul>
特定技能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 訪問系サービス以外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 雇用してすぐに配置基準に含まれる（ただし、6か月間受入れ施設におけるケアの安全性を確保するための体制が必要）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 登録支援機関（利用有無、委託項目は各事業所・法人による）</li> </ul>

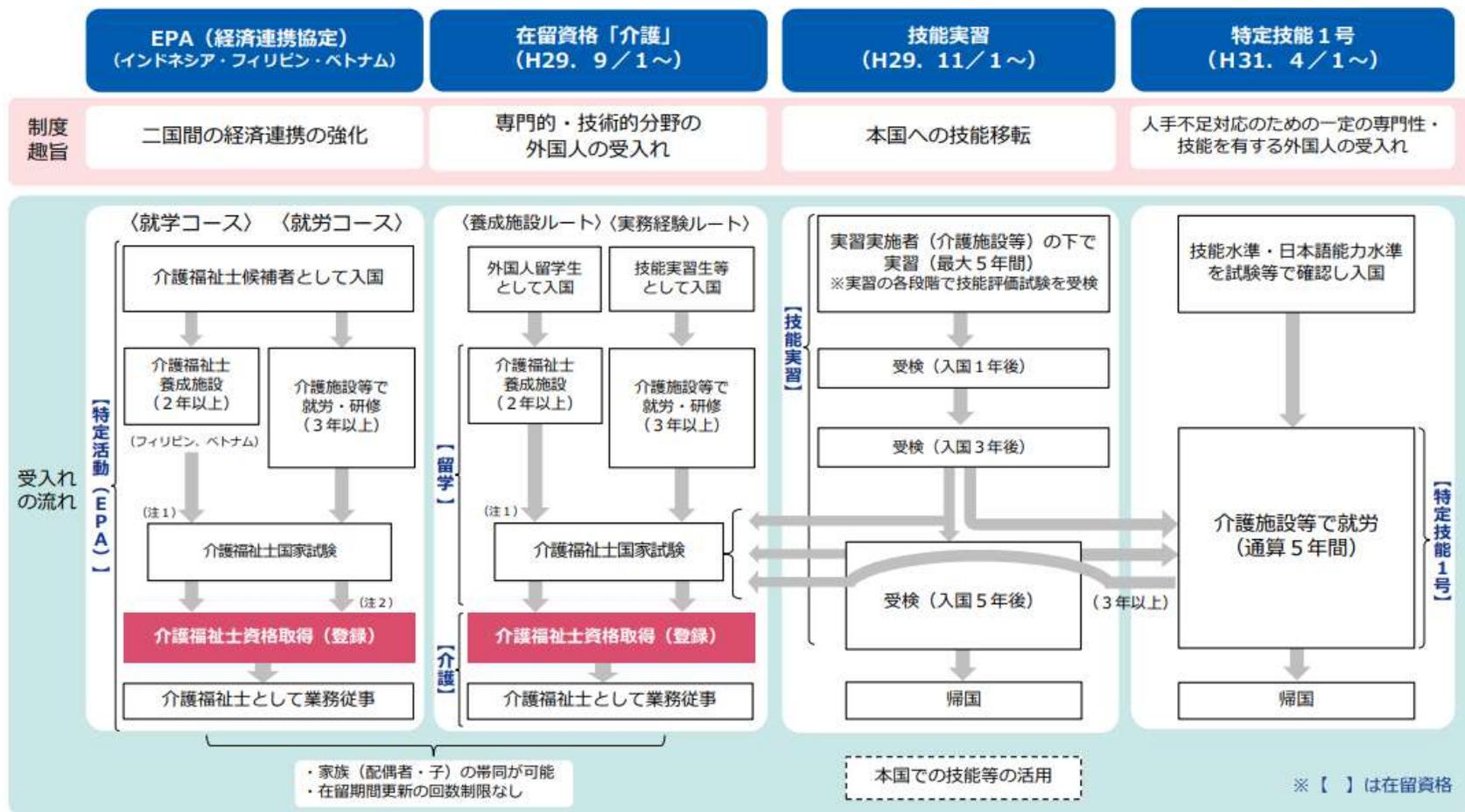
# 1. 外国人介護人材に関する主な在留資格(4/4)

	同一法人内の異動可否	介護職種での転職可否	家族の帯同可否	その他
特定活動 (EPA)	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 介護福祉士国家資格取得前</li> <li>■ 原則、不可</li> <li>— 介護福祉士国家資格取得後</li> <li>■ 可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 介護福祉士国家資格取得前</li> <li>■ 原則、不可</li> <li>— 介護福祉士国家資格取得後</li> <li>■ 可能 (ただし、在留資格変更の許可が必要)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 介護福祉士国家資格取得前</li> <li>■ 不可</li> <li>— 介護福祉士国家資格取得後</li> <li>■ 可能 (配偶者、子)</li> </ul>	
介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 可能 (配偶者、子)</li> </ul>	
技能実習	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 可能 (ただし、技能実習計画上、技能等を修得するのに、その異動が必要と認められた場合に限る)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 原則、不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」より、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度 (育成就労制度) 創設を提案した最終報告書が法務大臣に提出された (2023年11月30日)</li> </ul>
特定技能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 不可</li> </ul>	

(出所)厚生労働省「外国人介護人材受入れの仕組み」、国際厚生事業団「2023年度版受入れ介護福祉士候補者手引き」、三菱UFJリサーチ&コンサルティング「外国人介護職員の受入れと活躍支援に関するガイドブック」(令和元年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「外国人介護人材の受入れ実態等に関する調査研究事業」成果物)、三菱UFJリサーチ&コンサルティング「特定技能外国人の受入れに関する介護事業所向けガイドブック」(令和2年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「介護分野に係る特定技能等の受入れに関する調査研究事業」成果物)等をもとに作成

# (参考)外国人介護人材受入れの仕組み(主な在留資格)

■ 厚生労働省では、以下の通り、4つの在留資格について、まとめている。



(注1) 平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

(注2) 4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

---

## Ⅱ. 主な送出国に関する状況

# 1. 二国間協定(協力覚書)の締結状況

- 4つの在留資格に関わり、関係国との間に、二国間取決めを締結している。
- ただし、技能実習、特定技能については、二国間取決め(協力覚書)がない国(例:中国)からの受入れも認められる。

二国間協定(協力覚書)締結状況 (括弧内は締結年月)

	特定活動 (EPAに基づく介護福祉士候補者)	介護(留学)	技能実習	特定技能
バングラデシュ			● (2018.1~)	● (2019.8~)
ブータン			● (2018.10~)	
カンボジア			● (2017.7~)	● (2019.3~)
中国				
インド			● (2017.10~)	● (2021.1~)
インドネシア	● (2008.7~)		● (2019.6~)	● (2019.6~)
キルギス				● (2023.7~)
ラオス			● (2017.12~)	● (2022.7~)
マレーシア				● (2022.5~)
モンゴル		締結なし	● (2017.12~)	● (2019.4~)
ミャンマー			● (2018.4~)	● (2019.3~)
ネパール			● (2024.1~)	● (2019.3~)
パキスタン			● (2019.2~)	● (2019.12~)
フィリピン	● (2008.12~)		● (2017.11~)	● (2019.3~)
スリランカ			● (2018.2~)	● (2019.6~)
タイ			● (2019.3~)	● (2020.2~)
ウズベキスタン			● (2019.1~)	● (2019.12~)
ベトナム	● (2012.6~)		● (2017.6~)	● (2019.7~)

(出所)

EPA: 厚生労働省「インドネシア、フィリピン及びベトナムからの外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて」 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/gaikokujin/other22/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/other22/index.html)

技能実習: 厚生労働省「技能実習に関する二国間取決め(協力覚書)」 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000180648.html>

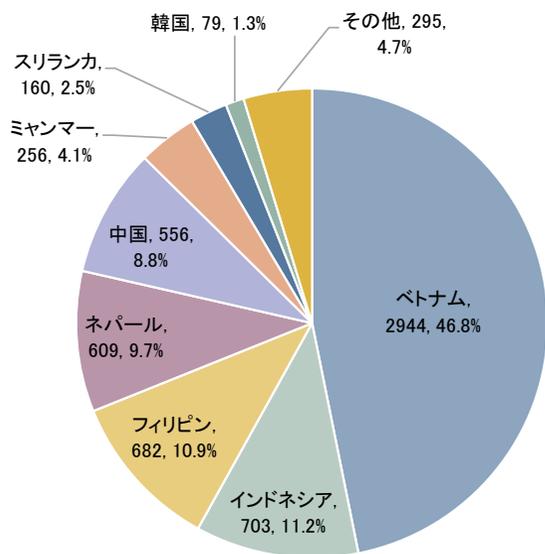
特定技能: 出入国在留管理庁「特定技能に関する二国間の協力覚書」 [https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri05\\_00021.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri05_00021.html)

をもとに作成(各ページの最終閲覧日2024/3/11)

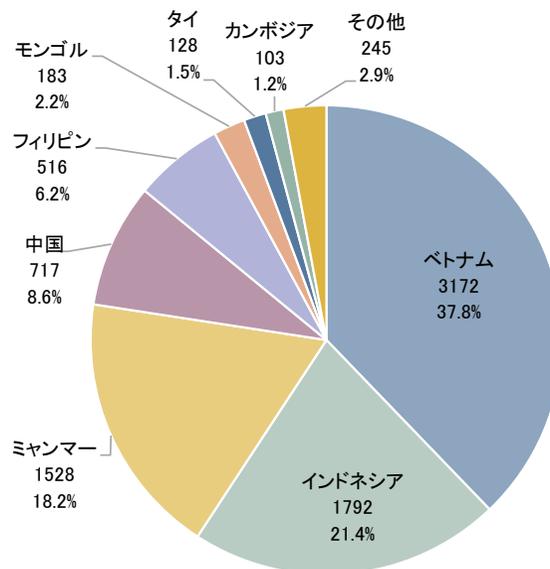
## 2. 在留資格別、国籍・地域別の在留状況

- 介護、技能実習、特定技能1号ともに、最も高い割合はベトナム、次いでインドネシアの順番となっている。
- 3番目以降は、在留資格により異なっており、介護はフィリピンが3番目となっているが、技能実習と特定技能1号はミャンマーが3番目となっている。

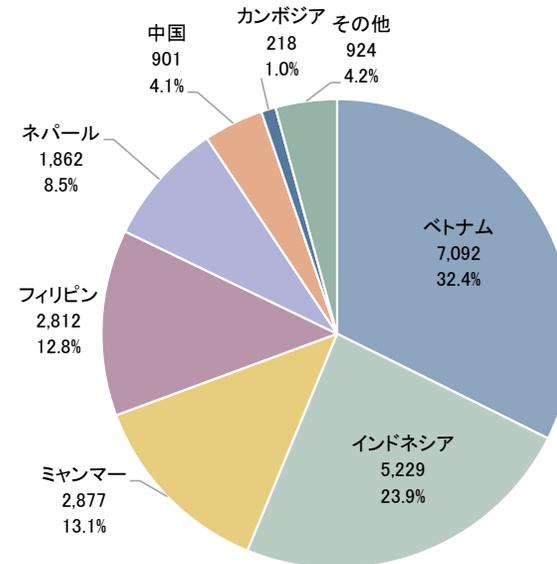
介護



技能実習



特定技能1号



(出所)

介護 : 出入国在留管理庁「在留外国人統計」2022年末時点

技能実習 : 外国人技能実習機構(2022)「令和3年度業務統計」※調査年月: 2021年3月

特定技能1号 : 出入国在留管理庁「特定技能在留外国人人数(令和5年6月末現在)」をもとに作成

(注)

特定活動(EPA介護福祉士候補者、及び、介護福祉士国家資格取得者)の国籍・地域別の在留状況は非公表。

ただし、介護福祉士候補者は、各国300人/年を最大人数として受入れ(インドネシア、フィリピンについては、受入れ開始当初は2年間で600人)。

# (参考)在留資格別、都道府県別の在留状況

- 都道府県別の分布状況(構成比)をみると、技能実習・特定技能1号ともに、3大都市圏へ集中する傾向がみられる。
- 技能実習では、神奈川県(7.60%)、大阪府(7.11%)、東京都(5.32%)、愛知県(5.19%)、広島県(4.48%)が上位5都府県となっている。
- 特定技能1号では、大阪府(10.67%)、東京都(8.75%)、神奈川県(8.64%)、愛知県(7.59%)、埼玉県(6.21%)が上位5都府県となっている。

技能実習 都道府県別割合 (構成比)

	全職種	介護職種
北海道	3.46%	3.42%
青森県	0.71%	0.62%
岩手県	0.76%	0.54%
宮城県	1.17%	0.80%
秋田県	0.33%	0.98%
山形県	0.56%	0.45%
福島県	0.99%	0.42%
茨城県	4.78%	2.59%
栃木県	1.98%	1.51%
群馬県	2.57%	1.99%
埼玉県	5.29%	4.40%
千葉県	4.56%	3.90%
東京都	3.73%	5.32%
神奈川県	3.83%	7.60%
新潟県	1.22%	0.74%
富山県	1.77%	0.97%
石川県	1.43%	1.20%
福井県	1.21%	0.81%
山梨県	0.72%	1.63%
長野県	1.73%	2.39%
岐阜県	3.63%	2.92%
静岡県	3.76%	2.64%
愛知県	9.56%	5.19%
三重県	2.98%	2.19%

滋賀県	1.51%	1.16%
京都府	1.44%	2.18%
大阪府	5.18%	7.11%
兵庫県	3.59%	4.17%
奈良県	0.84%	1.43%
和歌山県	0.45%	1.01%
鳥取県	0.43%	0.39%
島根県	0.45%	0.35%
岡山県	2.53%	2.74%
広島県	3.52%	4.48%
山口県	1.04%	1.40%
徳島県	0.74%	0.60%
香川県	1.51%	1.55%
愛媛県	1.66%	3.36%
高知県	0.57%	0.78%
福岡県	3.44%	4.11%
佐賀県	0.73%	0.47%
長崎県	0.73%	1.16%
熊本県	2.31%	1.72%
大分県	1.13%	1.42%
宮崎県	1.09%	0.49%
鹿児島県	1.84%	2.23%
沖縄県	0.56%	0.47%

特定技能1号 都道府県別割合 (構成比)

	全分野	介護分野
北海道	4.15%	4.00%
青森県	0.51%	0.39%
岩手県	0.76%	0.31%
宮城県	1.01%	0.72%
秋田県	0.16%	0.25%
山形県	0.42%	0.40%
福島県	0.78%	0.65%
茨城県	5.51%	3.06%
栃木県	1.97%	1.14%
群馬県	3.29%	2.33%
埼玉県	5.76%	6.21%
千葉県	5.73%	4.64%
東京都	5.05%	8.75%
神奈川県	4.91%	8.64%
新潟県	0.75%	0.42%
富山県	0.94%	0.96%
石川県	1.16%	0.84%
福井県	0.58%	0.69%
山梨県	0.75%	0.79%
長野県	2.44%	0.89%
岐阜県	2.52%	2.52%
静岡県	3.17%	2.11%
愛知県	8.51%	7.59%
三重県	2.47%	1.57%

滋賀県	1.31%	0.85%
京都府	1.92%	2.06%
大阪府	5.99%	10.67%
兵庫県	3.77%	5.00%
奈良県	0.58%	1.29%
和歌山県	0.35%	0.52%
鳥取県	0.26%	0.09%
島根県	0.31%	0.31%
岡山県	1.76%	1.61%
広島県	3.78%	2.13%
山口県	0.86%	0.84%
徳島県	0.45%	0.37%
香川県	1.67%	0.85%
愛媛県	1.59%	1.67%
高知県	0.50%	0.46%
福岡県	3.73%	3.75%
佐賀県	0.71%	1.10%
長崎県	0.97%	0.50%
熊本県	2.13%	1.78%
大分県	0.82%	0.64%
宮崎県	0.67%	0.77%
鹿児島県	1.43%	1.51%
沖縄県	0.90%	1.11%

(出所)

技能実習 : 外国人技能実習機構(2022)「令和3年度業務統計」※調査年月:2021年3月

特定技能1号 : 出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数(令和5年6月末現在)」をもとに作成

### 3. 主な送出国における移住労働に関するデータ一覧

※国の順番は、2022年末時点で技能実習生が多い順

国	2021年 1人当たり 実質GDP (*1)	2022年日本国内に おける (上)在留者数、(下) 労働者数(*2)	技能実習生が送 出し機関へ支 払った費用総額 平均(*3)	2021年の海外 現地日本語学習 者数(15年調査 比)(*4)	海外に移動する移住労働者数 (フロー、単位:千人、割合(%))(*5)				
					時点、合計	このうち、行き先上位3か国及び日本の人数・割合			
ベトナム	3,409 USDドル	(在)489,312人 (労)462,384人	656,014円	169,582人 (2.61倍)	2022年	台湾	<b>日本</b>	韓国	
					143.0	59.3(41.5%)	<b>56.2(39.3%)</b>	9.5(6.6%)	
インドネシア	3,893 USDドル	(在)98,865人 (労)77,889人	231,412円	711,732人 (0.96倍)	2022年	香港	台湾	マレーシア	<b>日本</b>
					201.0	60.1(29.9%)	53.5(26.6%)	43.2(21.5%)	<b>5.8(2.9%) (*6)</b>
フィリピン	3,328 USDドル	(在)298,740人 (労)206,050人	94,191円	44,457人 (0.89倍)	2019年	サウジアラビア	UAE	シンガポール	<b>日本</b>
					1649.0	412.5(25.0%)	266.9(16.4%)	163.5(9.9%)	<b>33.8(2.0%)</b>
中国	11,082 USDドル	(在)761,563人 (労)385,848人	578,326円	1,057,318人 (1.11倍)	2019年	マカオ	香港	<b>日本</b>	
					487.5(*6)	66.8(13.7%)	52.3(10.7%)	<b>41.3(8.5%)</b>	
ミャンマー	1,136 USDドル	(在)56,239人 (労)47,498人	287,405円	19,124人 (1.69倍)	2019年	タイ	マレーシア	<b>日本</b>	
					330.3	238.1(72.1%)	78.8(23.8%)	<b>6.7 (2.0%)</b>	
カンボジア	1,428 USDドル	(在)19,604人 (非公表)	571,560円	3,874人 (0.97倍)	2020年	タイ	<b>日本</b>	韓国	
					23.0	18.6(80.9%)	<b>3.1(13.5%)</b>	0.9(3.9%)	
ネパール (参考)日本 35,594USDドル	1,008 USDドル	(在)139,393人 (労)118,196人	(データ無)	9,646人 (2.26倍)	2021-22年	サウジアラビア	カタール	UAE	<b>日本</b>
					630.0	188.7(30.0%)	184.9(29.3%)	122.6(19.5%)	<b>5.7 (0.9%)</b>

(出所)(\*1)United Nations「National Accounts Analysis of Main Aggregates」※2015年価格、(\*2)在留者数:在留外国人統計(2022年末時点)、労働者数:外国人雇用状況の届出状況(2022年10月末時点)、(\*3)出入国在留管理庁(2022)「技能実習生の支払い費用に関する実態調査の結果について」、(\*4)国際交流基金(2022)「2021年度海外日本語教育機関調査」、(\*5)中国、ミャンマー、ネパールを除き、ADB・OECD・ILO「Labor Migration in Asia: Changing Profiles and Processes」(2023)、「移住労働者」を定義しておらず、その定義は各国により異なる。)、中国は商務部「中国対外労働合作発展報告2019-2020」、ミャンマーはILO Stat、ネパールは労働雇用・社会保障省「Nepal Labour Migration Report」(2022)。また、フィリピンは予備データ、(\*6)技能実習生を含んでいない。

# 介護福祉士を目指す外国人介護人材受入施設 のための指導者養成研修

## 外国人介護人材が介護福祉士 国家資格を取得することの意義

2023年12月

令和5年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

「外国人介護人材の介護福祉士国家資格取得に向けた指導者養成の在り方に関する調査研究事業」カリキュラム部会

# 1. 外国人介護人材が介護福祉士を取得するメリット

## 外国人介護人材

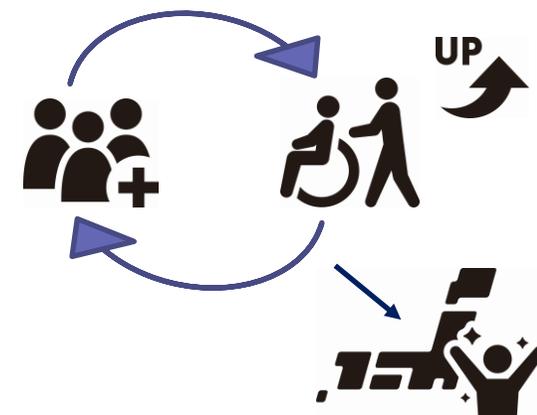
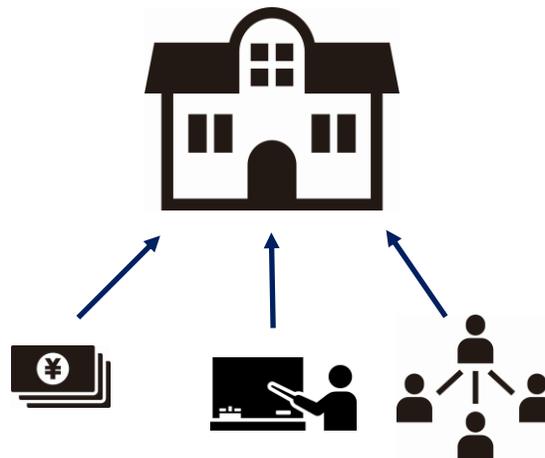
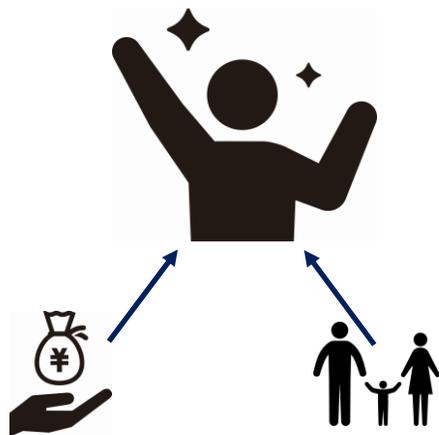
- ✓ 資格手当による収入の増加
- ✓ 日本で長期間の就労が可能
- ✓ 家族帯同が可能

## 事業所

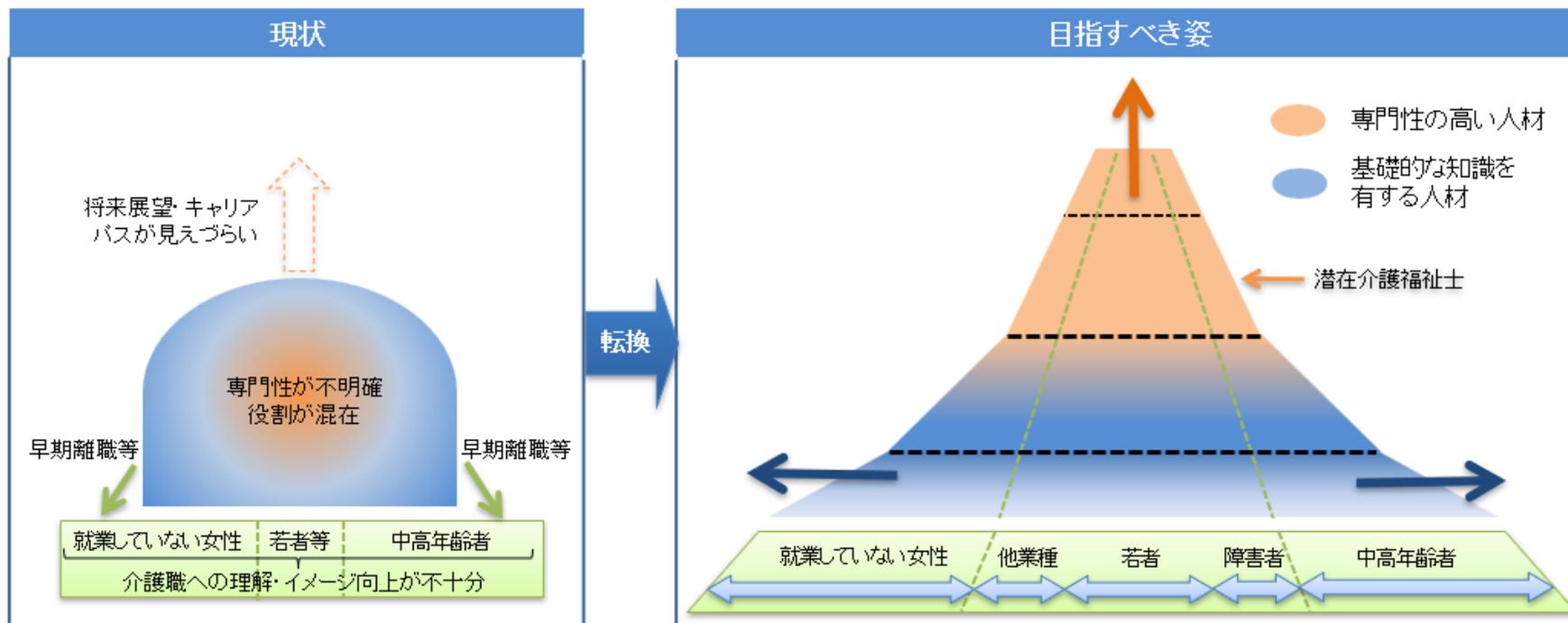
- ✓ 加算による収入増加
- ✓ 外国人介護人材への教育・指導的な役割を担ってもらうことが期待できる
- ✓ 介護福祉士取得を目指す意欲の高い外国人介護人材の獲得に繋がる効果が期待できる

## 利用者

- ✓ 介護福祉士取得者、介護福祉士取得を目指す外国人介護人材の参入により、量と質の好循環を生み出し、介護サービスの質の向上に繋がる



## 2. 「総合的な確保方策」の目指す姿 ～「まんじゅう型」から「富士山型」へ～



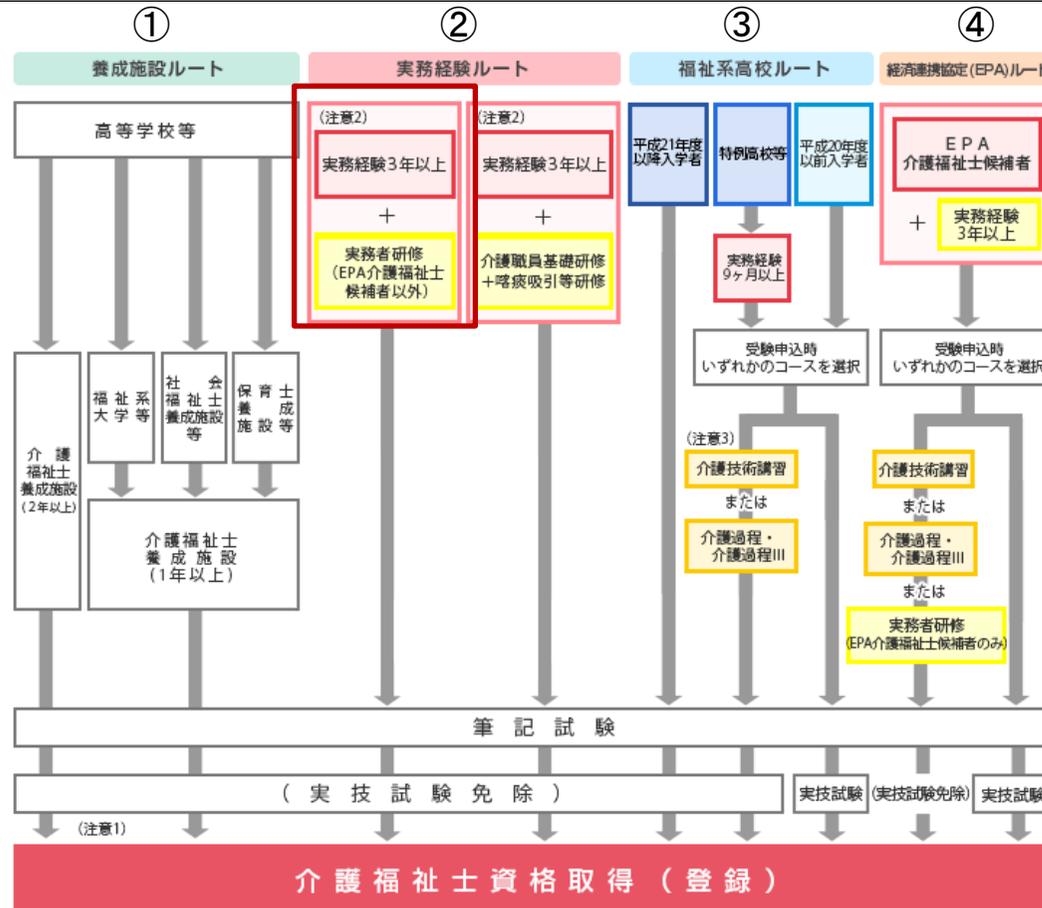
参入促進	1. すそ野を拡げる	人材のすそ野の拡大を進め、多様な人材の参入促進を図る
労働環境・ 処遇の改善	2. 道を作る	本人の能力や役割分担に応じたキャリアパスを構築する
	3. 長く歩み続ける	いったん介護の仕事についての者の定着促進を図る
資質の向上	4. 山を高くする	専門性の明確化・高度化で、継続的な質の向上を促す
	5. 標高を定める	限られた人材を有効活用するため、機能分化を進める

### 国・地域の基盤整備

(出所)厚生労働省(2015)2025年に向けた介護人材にかかる需給推計(確定値)について [https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12004000-Shakaiengokyoku-Shakai-Fukushikibanka/270624houdou.pdf\\_2.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12004000-Shakaiengokyoku-Shakai-Fukushikibanka/270624houdou.pdf_2.pdf)

### 3. 介護福祉士国家試験の受験資格（資格取得ルート図）

- 介護福祉士国家資格の受験資格には、
  - ①養成施設ルート、②実務経験ルート、③福祉系高校ルート、④EPAルートがある。
- 技能実習生や特定技能外国人は、②実務経験ルートを経る必要がある。



(出所)公益財団法人社会福祉振興・試験センターHP <https://www.sssc.or.jp/kaigo/shikaku/route.html> (最終閲覧日:2023/11/20)

## 4. 介護福祉士国家試験の概要について

### 1. 介護福祉士国家試験について

筆記試験の出題数は125問(1問1点の125点満点)

### 2. 試験科目(筆記試験)

- ・領域: 人間と社会 人間の尊厳と自立 人間関係とコミュニケーション 社会の理解
- ・領域: ころとからだのしくみ 発達と老化の理解 認知症の理解  
障害の理解 ころとからだのしくみ
- ・領域: 介護 介護の基本 コミュニケーション技術 生活支援技術 介護過程
- ・領域: 医療的ケア 医療的ケア
- ・総合問題(上記4領域の知識及び技術を横断的に問う問題を、事例形式で出題)

### 3. 合格基準(筆記試験)

次の2つの条件を満たした者

ア 総得点の60%程度を基準とし、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者  
イ アを満たした者のうち、以下の試験科目11科目群すべてにおいて得点があった者

- ①人間の尊厳と自立、介護の基本 ②人間関係とコミュニケーション、コミュニケーション技術  
③社会の理解 ④生活支援技術 ⑤介護過程 ⑥ころとからだのしくみ ⑦発達と老化の理解  
⑧認知症の理解 ⑨障害の理解 ⑩医療的ケア ⑪総合問題

## 5. 介護福祉士国家試験の受験、登録の流れ

- 介護福祉士国家試験は年に1回、1月末の日曜日に実施。
- 実務経験ルートで介護福祉士国家試験を受験するためには、
  - ①受験年度の年度末までに3年以上の実務経験を有すること
  - ②受験年度の年度末までに実務者研修(450時間)を修了すること が必要

【参考:2023年度のスケジュール】



※1 過去の試験で受験資格が確定している方以外は『受験の手引き』を取り寄せる必要がある。外国の国籍を有する方又は日本に帰化された方は、申請をすることにより、ふりがな付き問題用紙の使用と、試験時間が通常の1.5倍となる配慮を受けることができる。受験手数料は18,380円。

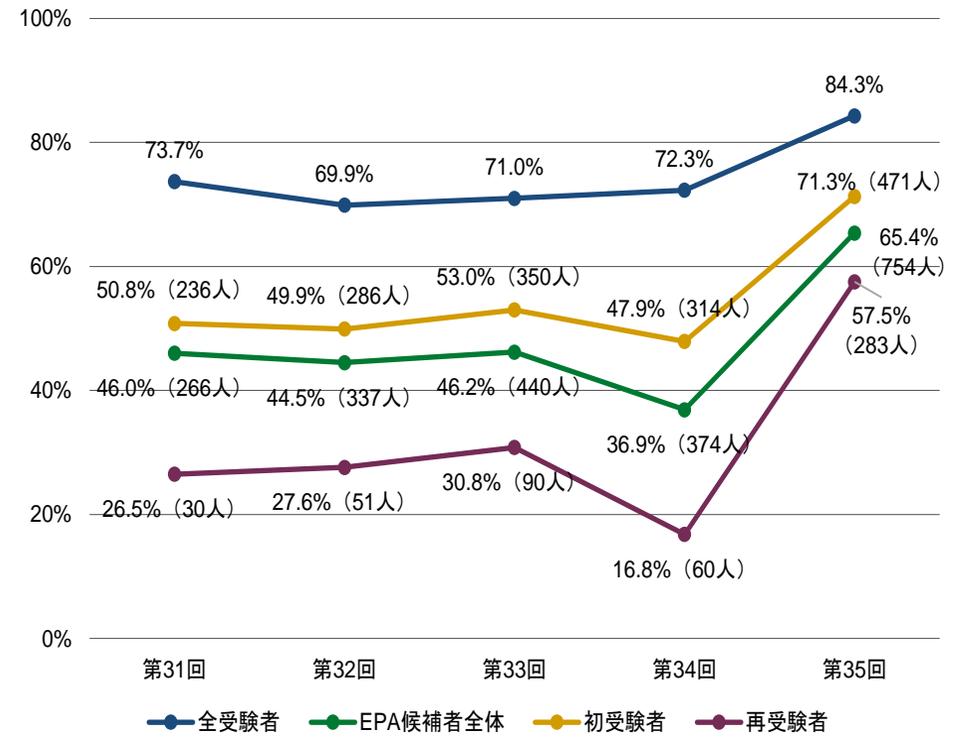
※2 筆記試験前・当日の勤務シフトの調整が必要。

※3 登録手数料は3,320円、登録免許税は9,000円。

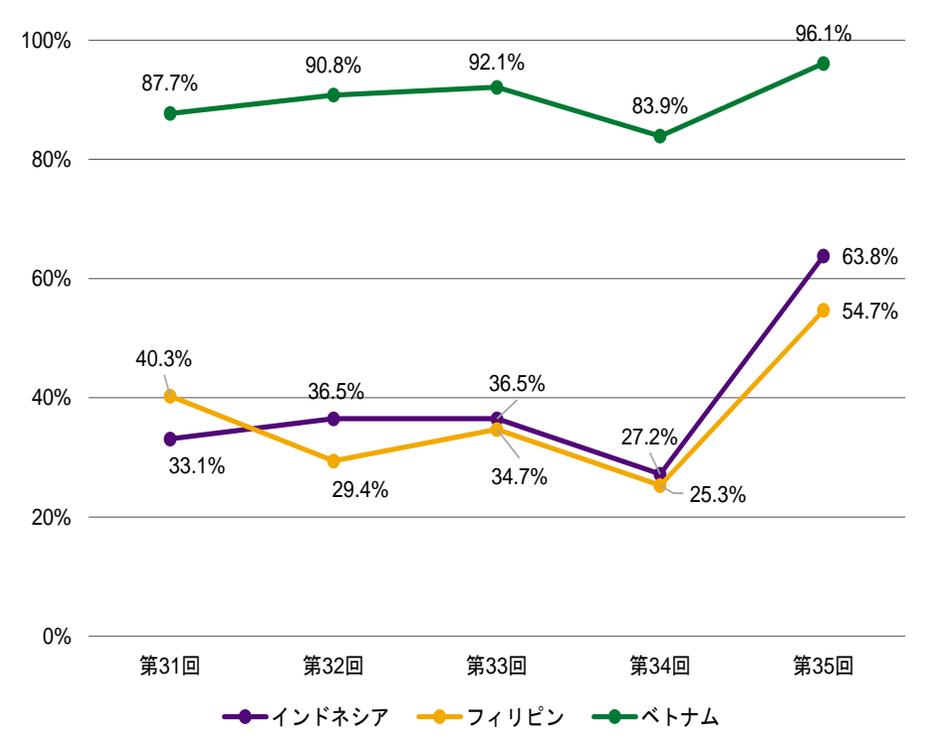
# 6. 介護福祉士国家試験におけるEPA介護福祉士候補者の試験結果

- 第35回介護福祉士国家試験における、EPA介護福祉士候補者の合格率は65.4%。
- 出身国・地域別の合格率をみると、インドネシア63.8%、フィリピン54.7%、ベトナム96.1%。

全受験者・EPA介護福祉士候補者の合格率



出身国・地域別 EPA介護福祉士候補者の合格率



(出所)厚生労働省「第35回介護福祉士国家試験におけるEPA介護福祉士候補者の試験結果」別添1、別添2より作成 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_32111.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32111.html) (最終閲覧日: 2023/11/20)

# 7. 外国人留学生の介護福祉士国家試験受験者数・合格者数

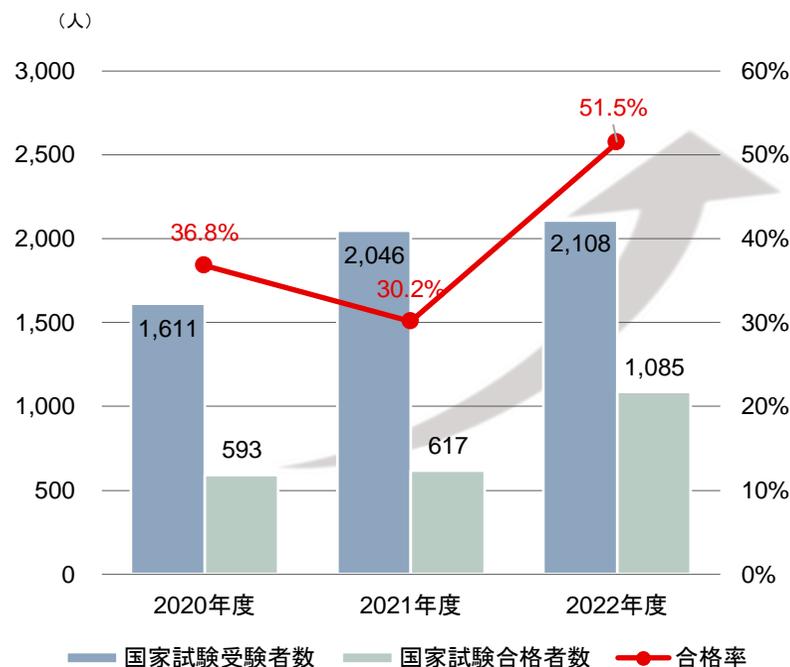
- 2022年度に介護福祉士養成施設を卒業した外国人留学生は2,217人。そのうち、介護福祉士国家試験受験者数は2,108人、合格者数は1,085人(合格率51.5%)。
- 外国人留学生の国家試験受験者数、合格者数ともに過去数年は増加基調にある。2022年度の外国人留学生の合格率は5割を超えた。

介護福祉士養成施設の介護福祉士国家試験受験者数・合格者数・合格率

	卒業生数	介護福祉士 国家試験 受験者数	介護福祉士 国家試験 合格者数	合格率
卒業生全体	6,729人	6,376人	5,223人	81.9%
うち留学生 以外	4,512人	4,267人	4,142人	97.1%
うち留学生	2,217人	2,108人	1,085人	51.5%

(出所)厚生労働省 学校種別 令和4年度介護福祉士国家試験受験率及び合格率  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001118347.pdf> (最終閲覧日:2023/12/10)

外国人留学生の  
介護福祉士国家試験受験者数・合格者数・合格率推移



(出所)厚生労働省 学校種別 介護福祉士国家試験受験率及び合格率(各年)

## 8. 外国人留学生の介護福祉士国家試験の受験状況

- 「社会の理解」、「障害の理解」、「こころとからだのしくみ」「総合問題」は日本人も外国人も得点率が低い。
- 「人間関係とコミュニケーション」、「介護過程」は、日本人が9割程度得点できている一方外国人の得点率が低い傾向にある。

【参考】図表：データ分析結果(高数値が赤、低数値が青)

領域	科目群	R1国家試験			R2学力評価試験	
		日本人(※1)	留学生(※2)	留学生(※3)	日本人(※4)	留学生(※5)
人間と社会	人間の尊厳と自立	92.9%	79.0%	64.8%	89.9%	67.4%
	人間関係とコミュニケーション	88.0%	76.7%	65.3%	84.1%	52.7%
	社会の理解	51.7%	40.0%	47.7%	49.5%	30.5%
介護	介護の基本	76.2%	67.3%	55.5%	57.6%	39.6%
	コミュニケーション技術	73.5%	66.4%	53.9%	74.4%	42.3%
	生活支援技術	82.8%	65.6%	52.0%	73.9%	45.8%
	介護過程	91.0%	67.0%	54.1%	69.0%	40.2%
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	76.9%	60.9%	55.2%	53.9%	35.6%
	認知症の理解	76.8%	59.4%	49.6%	69.3%	47.4%
	障害の理解	59.4%	47.7%	44.4%	68.9%	43.6%
	こころとからだのしくみ	65.5%	49.6%	45.4%	63.4%	42.5%
医療的ケア	医療的ケア	92.4%	76.7%	62.9%	67.4%	47.8%
総合問題	総合問題	62.5%	49.9%	43.5%	49.4%	33.4%

※1 令和元年度卒業の高校生のデータ(文科省提供)

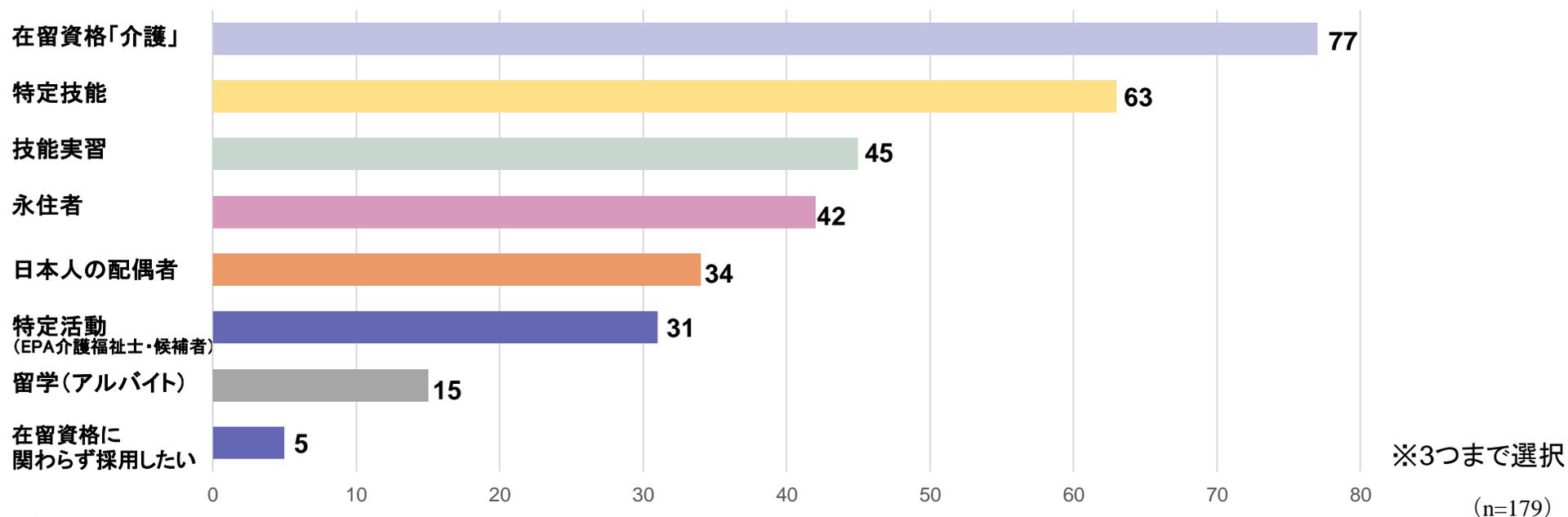
※2 令和元年度卒業の留学生のデータ(当協会にてデータ作成)

※3 令和2年度卒業予定の留学生のデータ(当協会にてデータ作成)

※4 令和2年度卒業予定の日本人学生のデータ(当協会にてデータ作成)

※5 令和2年度卒業予定の留学生のデータ(当協会にてデータ作成)

## 9. 施設・事業所が今後も積極的に雇用したい外国人介護職員



### <選択した理由> (一部抜粋)

- 【在留資格「介護」】
  - ・介護の労働力として一定のレベル、安定、継続しての就労を望むため
  - ・雇用期限の制限がなく、他の在留資格に比べて報告や手続き上の煩雑さがない点
  - ・就学費用に奨学金(国、県の補助金)があり、学校と共に職員の育成が可能
- 【特定技能】
  - ・人材確保を目的としていることから
  - ・日本人と同条件で雇用出来て、指導は必要となるものの、技能実習生より手間がかからない事と、コスト的にも技能実習生より安い
- 【技能実習】
  - ・即戦力として期待ができる
  - ・技能実習生は制度として途中退職が少ないため
- 【特定活動(EPA)】
  - ・1年間の研修期間があり、就労してからも日本語や業務の飲み込みが早くて優秀な印象
  - ・受け入れの経験があるため、スムーズに受け入れられると考えているため

# 介護福祉士を目指す外国人介護人材受入施設 のための指導者養成研修

## 介護福祉士国家資格取得まで の支援 ①介護

2023年12月

令和5年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

「外国人介護人材の介護福祉士国家資格取得に向けた指導者養成の在り方に関する調査研究事業」カリキュラム部会

# 0. 本単元のねらい

---

介護の知識・技能(技術)について、必要な学習支援内容を理解する

1. ●●(都道府県)における外国人介護人材の受入れと支援
2. 介護福祉士国家資格取得に向けた学習支援
  - ✓ 介護福祉士国家試験の分析と領域別の学習支援のポイント
  - ✓ 介護現場におけるOJTを通じた学習支援のポイント
3. 学習支援において活用できる教材例

# 0. 本単元のねらい

介護の知識・技能(技術)について、必要な学習支援内容を理解する



講師として派遣されたときに事業所からの問いに応えられる

1. そもそも、どうやって教えたらいいのか  
わからない

困ったらどこに相談  
に行けばいいの？

✓ 介護福祉士国家試験の領域別の学習支援のポイント

3. どんな教材を使っ  
たらいいの？

現場で指導している  
けど理解してもらえ  
ない

---

# 1. ●●(都道府県名)における外国人介護人材の 受入れと支援

# 1. ●●都道府県における外国人介護人材の受入れと支援

- 本項目は、統計情報を整理して研修を実施する各都道府県における外国人介護人材の受入れ状況を概観するパートです。
- 以下のような参考資料をもとに、各都道府県の状況についてまとめてみましょう。
- 資料例として、本資料末尾に、実際に使用した資料がございますので、参考にさせていただければ幸いです。

## ○ 外国人雇用状況について(厚生労働省、都道府県労働局)

### 全国の状況

- ▶ 厚生労働省 外国人雇用状況届出の届出状況について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/gaikokujin/gaikokujin-koyou/06.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/gaikokujin-koyou/06.html)

### 各都道府県の状況

- ▶ インターネット検索にて「●●都道府県労働局 外国人雇用状況届出」と検索(毎年、10月末時点の数字を公表)

## ○ 外国人介護人材の受入れ状況について(出入国在留管理庁他)

### 全体

- ▶ 出入国在留管理庁 在留外国人統計

[https://www.moj.go.jp/isa/policies/statistics/toukei\\_ichiran\\_touroku.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/statistics/toukei_ichiran_touroku.html)

### EPA介護福祉士、介護福祉士候補者

- ▶ 国際厚生事業団資料等

(例) EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者受入れの枠組み、手続き等について(2023年)

[https://jicwels.or.jp/wp-content/uploads/2023/02/2024%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E5%8F%97%E5%85%A5%E3%82%8C%E8%AA%AC%E6%98%8E%E4%BC%9A\\_%E7%AC%AC1%E9%83%A8.pdf](https://jicwels.or.jp/wp-content/uploads/2023/02/2024%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E5%8F%97%E5%85%A5%E3%82%8C%E8%AA%AC%E6%98%8E%E4%BC%9A_%E7%AC%AC1%E9%83%A8.pdf)

(つづき)

### 技能実習

- ▶ 外国人技能実習機構 業務統計  
(例)表1-8 都道府県別職種別技能実習計画認定件数(令和4年度)

[https://www.otit.go.jp/gyomutoukei\\_r4/](https://www.otit.go.jp/gyomutoukei_r4/)

### 特定技能

- ▶ 出入国在留管理庁 特定技能外国人数の公表

[https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri07\\_00215.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri07_00215.html)

※ 分野別、国籍別、受入れルート別等の情報を公表

## ○ その他

- ▶ 各都道府県で作成したガイドブック、事例集等

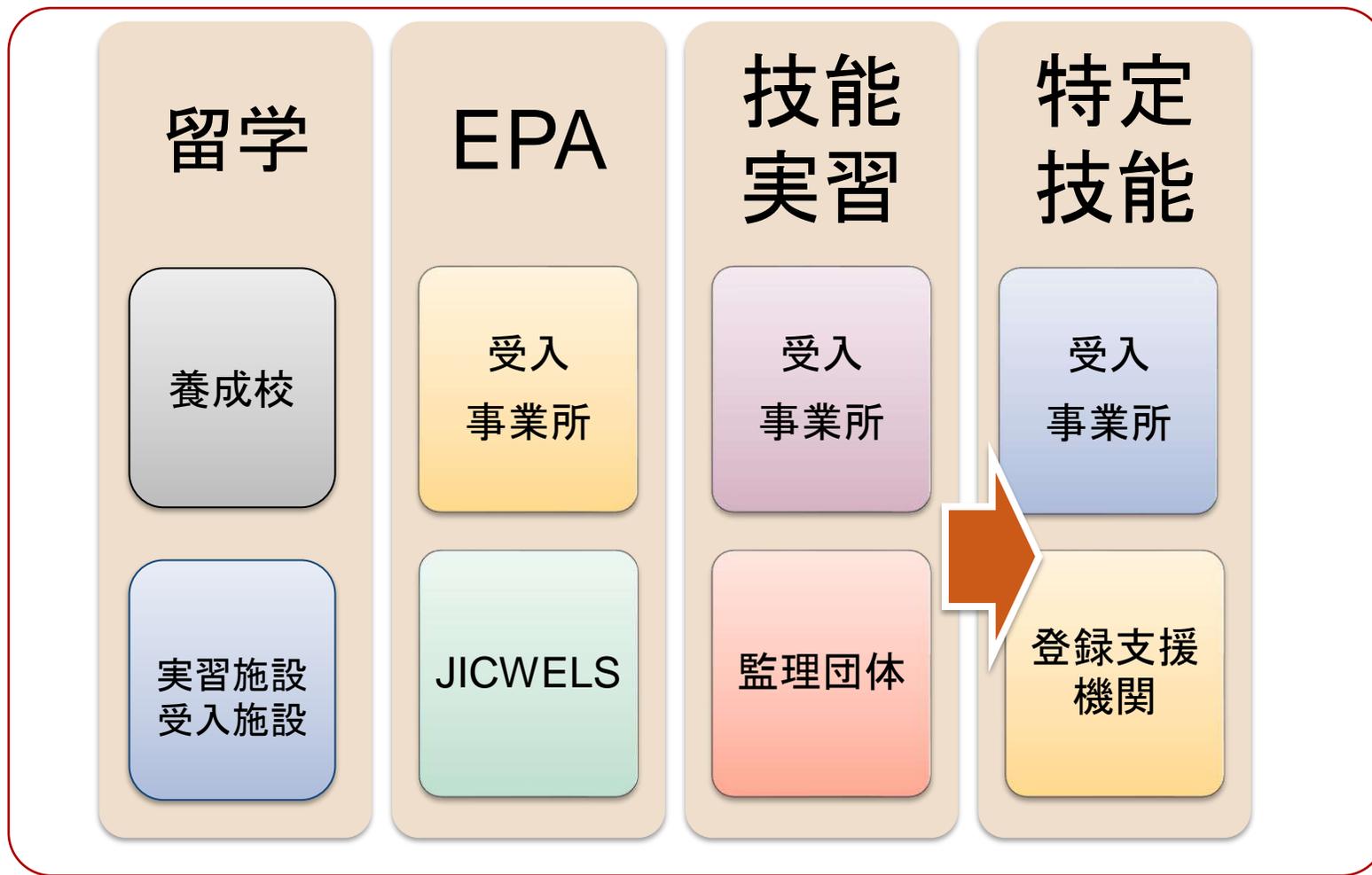
---

## 2. 介護福祉士国家資格取得に向けた学習支援

- ✓ 介護福祉士国家試験の分析と領域別の学習支援のポイント
- ✓ 介護現場におけるOJTを通じた学習支援のポイント

# (1) 介護福祉士国家試験合格に向けた戦略 国家試験までの学習計画

在留資格と支援する機関の関係



**確認！**

現地での教育、バックグラウンド、日本語能力  
介護に関する知識・技術、国家試験までの期間等

## (2) 外国人留学生の介護福祉士国家試験の科目別得点率

- 「社会の理解」、「障害の理解」、「こころとからだのしくみ」「総合問題」は日本人も外国人も得点率が低い。
- 「人間関係とコミュニケーション」、「介護過程」は、日本人が9割程度得点できている一方外国人の得点率が低い傾向にある。

図表：データ分析結果（高数値が赤、低数値が青）

領域	科目群	R1 国家試験			R2 学力評価試験	
		日本人(※1)	留学生(※2)	留学生(※3)	日本人(※4)	留学生(※5)
人間と社会	人間の尊厳と自立	92.9%	79.0%	64.8%	89.9%	67.4%
	人間関係とコミュニケーション	88.0%	76.7%	65.3%	84.1%	52.7%
	社会の理解	51.7%	40.0%	47.7%	49.5%	30.5%
介護	介護の基本	76.2%	67.3%	55.5%	57.6%	39.6%
	コミュニケーション技術	73.5%	66.4%	53.9%	74.4%	42.3%
	生活支援技術	82.8%	65.6%	52.0%	73.9%	45.8%
	介護過程	91.0%	67.0%	54.1%	69.0%	40.2%
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	76.9%	60.9%	55.2%	53.9%	35.6%
	認知症の理解	76.8%	59.4%	49.6%	69.3%	47.4%
	障害の理解	59.4%	47.7%	44.4%	68.9%	43.6%
	こころとからだのしくみ	65.5%	49.6%	45.4%	63.4%	42.5%
医療的ケア	医療的ケア	92.4%	76.7%	62.9%	67.4%	47.8%
総合問題	総合問題	62.5%	49.9%	43.5%	49.4%	33.4%



**本人の得意科目、不得意科目を把握したうえで指導することが重要！**

### (3) 介護福祉士国家試験の出題のパターン

#### 国家試験の問題分類

国家試験問題分類	具体的な問題内容
医療・介護の言葉の理解を問う問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文言の理解そのものを問う問題</li> <li>・ 文言を理解できないと回答できない問題</li> </ul>
病気や障害などの理解を問う問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 疾病の状態や障害の内容等を理解していないと回答できない問題</li> </ul>
介護現場で起きることの理解を問う問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護現場で一般的に起こりうる事象を理解していないと回答できない問題 (人)</li> </ul>
介護を必要とする人についての理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者や障がい者に起こりうることを理解していないと回答できない問題</li> </ul>
介護のやり方理解を問う問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護技術の方法を理解していないと回答できない問題</li> </ul>
介護制度、サービスの理解を問う問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護制度、サービスを理解していないと回答できない問題</li> </ul>

#### Point

介護・医療の基本的な用語とその意味については徹底して対策していくことが必要

#### Point

実習や介護のアルバイト等、**実体験を通じた介護の複合的な学びによって理解が深まる**ことがある一方で、**養成校内で学んだ介護の方法と異なる等**ことによって留学生が混乱することもあります。そのため、進捗を確認し、各科目の学びと統合することが必要

#### 国家試験の問題分類による留学生の学力評価試験点数高／低得点層の特徴

得点層	学力評価試験点数 (125点満点)	特徴
高得点層	平均 84.1 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「医療・介護の言葉の理解を問う問題」の<b>正答率が高い</b></li> <li>・ 「介護のやり方理解を問う問題」の<b>正答率が高い</b></li> </ul>
低得点層	平均 32.8 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「介護のやり方理解を問う問題」の<b>正答率が低い</b></li> </ul>

出典：試行試験・学力評価試験等 調査結果 報告書(令和2年度 本協会作成)  
より本協会にて取りまとめた

(出所) 日本介護福祉士養成施設協会「介護福祉士国家資格取得に向けた 留学生指導についてのガイドライン」より作成  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001118252.pdf>(最終閲覧日:2023/12/03) 全体通し番号033

### (3) 介護福祉士国家試験の出題パターン

介護・医療の基本的な用語とその意味、制度に関する用語等については徹底して対策(暗記を中心に)

国家試験問題分類	具体的な問題内容
医療・介護の言葉の理解を問う問題	・文言の理解そのものを問う問題 ・文言を理解できないと回答できない問題
病気や障害などの理解を問う問題	・疾病の状態や障害の内容等を理解していないと回答できない問題
介護制度、サービスの理解を問う問題	・介護制度、サービスを理解していないと回答できない問題

(出所)

日本介護福祉士養成施設協会「介護福祉士国家資格取得に向けた 留学生指導についてのガイドライン」より作成  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001118252.pdf> (最終閲覧日:2023/12/03)



- ✓暗記を中心に覚えることからスタート！
- ✓事例問題や総合問題を解くときにも、ここを押さえていなければ解答できない

### (3) 介護福祉士国家試験の出題パターン

介護現場の経験を通じた学びが深まる一方、テキスト学習などの基本的な学びとの違いによる混乱も生じる

国家試験問題分類	具体的な問題内容
介護現場で起きることの理解を問う問題	・介護現場で一般的に起こりうる事象を理解していないと回答できない問題
介護を必要とする人についての理解	・高齢者や障がい者に起こりうることを理解していないと回答できない問題
介護のやり方理解を問う問題	・介護技術の方法を理解していないと回答できない問題

(出所)

日本介護福祉士養成施設協会「介護福祉士国家資格取得に向けた 留学生指導についてのガイドライン」より作成  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001118252.pdf> (最終閲覧日:2023/12/03)



- ✓「現場ではこうしている」で解答して間違っても・・・根拠をしっかりと伝える
- ✓生活支援技術では、背景(病気や障害など)に応じた適切な支援が問われる

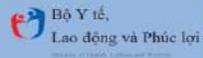
## (4) ① 領域「人間と社会の理解」のポイント

科目	指導のポイント
人間の尊厳と自立	<p>✓「尊厳」「自立支援」などは、生活支援技術や介護過程等の事例問題を解く根拠（判断の基準）となる</p> <p>➡ 日々の介護行為と併せて指導を行う</p>
人間関係とコミュニケーション	<p>✓コミュニケーションの図り方は世代や国によって異なる</p> <p>➡ ロールプレイを用いる、日頃から言葉遣いやコミュニケーションの図り方や誤りを指導する</p> <p>➡ チームとはなにか、リーダーシップやメンバーシップをしっかりと伝えることで仕事そのものもしやすくなる</p>
社会の理解	<p>✓家族構造やライフスタイルなどは国によって異なる</p> <p>✓社会保障の枠組みが異なっている</p> <p>✓これまでこうだった…日本人が感覚的に理解していることも、経験していないのでわからない</p> <p>➡ 医療保険や介護保険制度（働いている事業所に関連する制度）</p> <p>➡ 身近なところから理解を促す。</p> <p>国民年金や介護保険制度の理解などは、母語の資料を活用する。</p>

# 参考) 介護保険制度のリーフレット

## Giới thiệu về chế độ bảo hiểm chăm sóc điều dưỡng

(Dành cho những người 40 tuổi trở lên)



### Xã hội cùng hỗ trợ chăm sóc điều dưỡng và giảm bớt lo lắng khi về già

Chế độ bảo hiểm chăm sóc điều dưỡng được thành lập năm 2000 với mục đích hỗ trợ chăm sóc điều dưỡng trong toàn xã hội với bối cảnh sự già hóa của dân số, chuyên sang gia đình hạt nhân, vấn đề thời việc để chăm sóc điều dưỡng. Hiện tại, có khoảng 6,28 triệu người sử dụng và đã trở thành một chế độ được chắc chắn để hỗ trợ người cao tuổi cần chăm sóc điều dưỡng. Việc tham gia bảo hiểm chăm sóc điều dưỡng là 40 tuổi trở lên, đối với những người từ 40 đến 64 tuổi thì ngoài việc nhiều khả năng họ cần chăm sóc điều dưỡng do bệnh tật bởi chính bản thân cũng già đi, thì là thời kỳ mà cha mẹ của họ cũng già đi và có nhiều khả năng sẽ là trạng thái cần chăm sóc điều dưỡng, và cũng để toàn xã hội hỗ trợ chăm sóc điều dưỡng là nguyên nhân lo lắng khi về già, nên chúng tôi yêu cầu họ chịu phí bảo hiểm.

### Người tham gia bảo hiểm chăm sóc điều dưỡng (người được bảo hiểm)

Người được bảo hiểm chăm sóc điều dưỡng được chia thành những người từ 65 tuổi trở lên (người được bảo hiểm số 1) và người tham gia bảo hiểm và từ 40 đến 64 tuổi (người được bảo hiểm số 2). Người được bảo hiểm số 1 có thể nhận các dịch vụ chăm sóc điều dưỡng khi nhận được chứng nhận cần chăm sóc điều dưỡng hoặc chứng nhận cần hỗ trợ, bất kể nguyên nhân. Bên cạnh đó, người được bảo hiểm số 2 có thể nhận dịch vụ chăm sóc điều dưỡng khi được chứng nhận cần chăm sóc điều dưỡng (cần hỗ trợ) do bệnh liên quan đến tuổi già (bệnh đặc định \*).

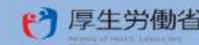
	Người 65 tuổi trở lên (người được bảo hiểm số 1)	Người từ 40 đến 64 tuổi (người được bảo hiểm số 2)
Người đối tượng	Người 65 tuổi trở lên	Người 40 tuổi trở lên và dưới 65 tuổi, tham gia vào bảo hiểm và tế ví dụ như Hiệp hội và tế, Hiệp hội bảo hiểm và tế toàn quốc, bảo hiểm quốc gia của thành phố thị trấn làng (Khi đến 40 tuổi thì tự động nhận tư cách và khi đến 65 tuổi thì tự động chuyển đổi sang người được bảo hiểm số 1)
Điều kiện nhận	<ul style="list-style-type: none"> <li>Trang thái cần chăm sóc điều dưỡng</li> <li>Trang thái cần hỗ trợ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Giới hạn trong trường hợp trạng thái cần chăm sóc điều dưỡng (cần hỗ trợ) do bệnh (bệnh đặc định *) bởi tuổi già.</li> </ul>
Phương thức trong thu phí bảo hiểm	<ul style="list-style-type: none"> <li>Trung thu bởi các thành phố thị trấn làng và quận đặc biệt (nguyên tắc, khấu trừ tự lương hưu)</li> <li>Bắt đầu trung thu từ tháng đã đến 65 tuổi</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Trung thu cùng với phí bảo hiểm và tế (Người tham gia bảo hiểm và tế thì nguyên tắc là chủ kinh doanh chịu 1/2)</li> <li>Bắt đầu trung thu từ tháng đã đến 40 tuổi</li> </ul>

*Bệnh đặc định nghĩa là	
1 Ung thư (giới hạn khi bác sĩ đã xác định rằng việc phục hồi là không thể dựa trên kiến thức được chấp nhận chung)	9 Hẹp ống xương sống
2 Viêm khớp dạng thấp	10 Lão hóa sớm
3 Xơ cứng tạo cơ một bên	11 Bệnh teo đa hệ thống
4 Cột hòa dây chằng dọc sau	12 Bệnh thần kinh tiểu đường, bệnh thận đái tháo đường và bệnh võng mạc tiểu đường
5 Loãng xương cùng với gãy xương	13 Bệnh mạch máu não
6 Sa sút trí tuệ ở thời kỳ về già	14 Bệnh tim hoặc vật xơ động mạch
7 Bệnh bại liệt tiến triển, bệnh thoái hoá võ não hạch dây, bệnh Parkinson	15 Bệnh phổi tắc nghẽn mãn tính
8 Thoái hóa tiểu não	16 Viêm xương khớp với biến dạng đáng kể của hai khớp bên đầu gối hoặc khớp hông

### Phí bảo hiểm chăm sóc điều dưỡng cho người được bảo hiểm số 2

- Phí bảo hiểm số 2 cho người đang tham gia bảo hiểm và tế  
 Phí bảo hiểm chăm sóc điều dưỡng do người được bảo hiểm số 2 tham gia bảo hiểm và tế chịu sẽ được trung thu cùng với phí bảo hiểm của bảo hiểm và tế. Tuy nhiên, cũng như phí bảo hiểm và tế, theo nguyên tắc, phí bảo hiểm chăm sóc điều dưỡng được chịu bởi người được bảo hiểm và chủ kinh doanh mỗi bên 1/2.
- Phí bảo hiểm số 2 cho người đang tham gia bảo hiểm và tế quốc dân  
 Phí bảo hiểm chăm sóc điều dưỡng do người được bảo hiểm số 2 tham gia bảo hiểm và tế quốc dân chịu sẽ được trung thu cùng với phí bảo hiểm của bảo hiểm và tế quốc dân.

## 介護保険制度について (40歳になられた方へ)



### 介護を社会で支え合い、老後の不安を軽減しましょう

介護保険制度は、高齢化や核家族化の進行、介護離職問題などを背景に、介護を社会全体で支えることを目的として2000年に創設されました。現在では、約674万人の方が要介護（要支援）認定を受け、介護を必要とする高齢者を支える制度として定着しています。介護保険への加入は40歳以上とし、40歳から64歳の方については、ご自身も老化に起因する疾病により介護が必要となる可能性が高くなることに加えて、ご自身の親が高齢となり介護が必要となる状態になる可能性が高まる時期であり、また老後の不安の原因である介護を社会全体で支えるためにも、保険料をご負担いただいています。

### 介護保険の加入者（被保険者）

介護保険の被保険者は、65歳以上の方（第1号被保険者）と、40歳から64歳までの医療保険加入者（第2号被保険者）に分けられます。第1号被保険者は、原因を問わずに要介護認定または要支援認定を受けたときに介護サービスを受けることができます。また第2号被保険者は、加齢に伴う疾病（特定疾病※）が原因で要介護（要支援）認定を受けたときに介護サービスを受けることができます。

	65歳以上の方（第1号被保険者）	40歳から64歳の方（第2号被保険者）
対象者	65歳以上の方	40歳以上 65歳未満の健保組合、全国健康保険協会、国保などの医療保険加入者 (40歳になれば自動的に資格を取得し、65歳になると共に自動的に第1号被保険者に切り替わります)
受給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護状態</li> <li>要支援状態</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護（要支援）状態が、老化に起因する疾病（特定疾病※）による場合に限定。</li> </ul>
保険料の徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村と特別区が徴収（原則、年金からの天引き）</li> <li>65歳になった月から徴収開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療保険料と一体的に徴収（健康保険加入者は、原則、事業主が1/2を負担）</li> <li>40歳になった月から徴収開始</li> </ul>

### ※ 特定疾病とは

1 がん（医師が一般に認められている知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）	9 脊髄管狭窄症
2 関節リウマチ	10 早老症
3 筋萎縮性側索硬化症	11 多系統萎縮症
4 後縦靭帯骨化症	12 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
5 骨折を伴う骨粗鬆症	13 脳血管疾患
6 初老期における認知症	14 閉塞性動脈硬化症
7 進行性右上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病	15 慢性閉塞性肺疾患
8 脊髄小脳変性症	16 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

### 第2号被保険者の介護保険料

- 健康保険に加入している方の第2号保険料  
 健康保険に加入する第2号被保険者が負担する介護保険料は、健康保険の保険料と一体的に徴収されます。なお、介護保険料は医療保険料と同様に、原則、被保険者と事業主で1/2ずつ負担します。
- 国民健康保険に加入している方の第2号保険料  
 国民健康保険に加入している第2号被保険者が負担する介護保険料については、国民健康保険の保険料と一体的に徴収されます。

## (4) ② 領域「介護」のポイント

科目	指導のポイント
介護の基本	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓「介護福祉士とは何か」を問う科目</li> <li>➡ 介護福祉士の定義や義務、倫理など、介護福祉士とはどのような専門職なのかをしっかり伝える</li> <li>➡ 他の領域で学んだことを根拠とするものもあるため、他の科目と関連付けて指導する。</li> </ul>
コミュニケーション技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓コミュニケーションの図り方は世代や国によって異なる（大前提）</li> <li>➡ 事例問題など、正答肢を選ぶだけでなく、誤答肢がなぜいけないのかを教えることで日ごろのケアの質も向上</li> </ul>
生活支援技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓現場ではこうしている = 正答肢とは限らない。</li> <li>✓生活は、文化や習慣の影響を受ける 外国人が苦戦している科目</li> <li>➡ 基本と個別ケア、原則と実際の違いの意識化</li> <li>➡ 介護行為は手技（方法）だけでなく根拠をあわせて指導する</li> <li>➡ 技術の根拠 + 利用者の身体の状態・状況によって、介護行為は判断される</li> <li>➡ その行為は、安心・安全、自立支援を意識したものかどうか</li> </ul>
介護過程	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓日頃から、ケアプラン（サービス計画や支援計画）などを意識して業務を行うことが重要</li> <li>➡ 尊厳の保持や自立支援・利用者本位などが活かされているか</li> </ul>

## (4) ③ 領域「こころとからだのしくみ」のポイント

科目	指導のポイント
こころとからだのしくみの理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 人体の構造について予備知識はさまざま（母国での看護の資格を持っている人もいれば、解剖生理を学んでいない人もいる）</li> <li>✓ 人体の構造や機能は、どの国にも共通していること、当該領域は、まずは覚えること！</li> <li>✓ 終末期の考え方などは、国や文化の影響を受ける</li> </ul>
発達と老化の理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 胎児期、乳児期、幼児期～発達の段階もしっかり押さえる</li> </ul>
認知症の理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 認知症のある人と関わったことがない人も多く、予備知識がない</li> <li>✓ 制度に関する出題もあるため、「社会の理解」等との関連性がある</li> </ul>
障害の理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 障害者福祉の基本理念などは、人体の構造と同じで世界共通</li> <li>✓ 制度に関する出題もあるため、「社会の理解」等との関連性がある</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➡ 人体の構造や機能は、まずは覚えること！ 図やイラストなど、視覚に働きかける教材を用いる</li> <li>➡ 疾病は、どこの病気か、どのような状態か、どのような症状か、なぜそうなるのか、段階的に理解させる</li> <li>➡ ご利用者の方の疾病や障害から学び、「だから、どのようなことに気をつけなければならないのか」具体的に理解させる</li> </ul>

## (4) ④ 領域「医療的ケア」 / 「総合問題」のポイント

科目	指導のポイント
医療的ケア	<ul style="list-style-type: none"><li>✓文化の違いや医療水準の違いがあり、医療的ケアへのとらえ方も様々</li><li>✓「こころとからだのしくみ」とも関連している</li><li>➡ 手技の部分は、実際に声に出しながら繰り返すなどして覚える</li></ul>

科目	指導のポイント
総合問題	<ul style="list-style-type: none"><li>✓すべての領域からの知識が問われる。</li><li>✓設問文の状況を理解・解釈した上で、具体的な問題解決が求められる。</li><li>✓設問文（事例）をしっかりと読み解く。</li><li>➡ 学習の確認として、総合問題を活用する</li><li>➡ 解答を導き出した根拠を確認する（どこが重要だと思ったのか、判断の基準）</li></ul>

## (5) 総合的な学習支援のポイント

---

- ✓ 実務者研修の進捗、学習状況を確認する
- ✓ 個々の理解度、得意・不得意を把握する
- ✓ 受験対策として、科目間の関係性と順序を考える
- ✓ 暗記の段階では、母語のテキストの活用も効果的
- ✓ 利用者役の経験を含め、自分の体の動きで考えてもらう
- ✓ 現場の実践がそのまま解答につながらない、根拠をしっかりと教える

 ✓ 知識の定着は、繰り返し学習すること、言語や文化の違いなどから定着までに時間がかかる場合も多いことを、本人も指導者も意識しておく。

## (6) 国家試験問題で実際に留学生が間違えてしまった問題

介護現場・OJTを用いた学習での支援

外国人介護職への指導の際は「なぜそうするのか」という根拠を丁寧に指導する

### 【介護の基本】

施設利用者の多様な生活に配慮した介護福祉職の対応として最も適切なものを1つ選びなさい。

入所前の  
生活の尊重

1. 夜型の生活習慣のある人に、施設の就寝時刻に合わせてもらった。
2. 化粧を毎日していた人に、シーツが汚れるため、化粧をやめてもらった。
3. 本に囲まれた生活をしてきた人に、散乱している本を捨ててもらった。
4. 自宅で畳に布団を敷いて寝ていた人に、ベッドで寝てもらった。
5. 自宅で夜間に入浴していた人に、夕食後に入浴してもらった。



出所: 第33回 介護福祉士国家試験 問題22

## (6) 国家試験問題で実際に留学生が間違えてしまった問題

介護現場・OJTを用いた学習での支援

外国人介護職への指導の際は「なぜそうするのか」という根拠を丁寧に指導する

急な温度  
変化を  
なくす

### 【生活支援技術】

次の記述のうち、古い住宅で暮らす高齢者が、ヒートショックを防ぐために必要な環境整備の方法として、最も適切なものを1つ選びなさい。

1. 居室の室温を低くする。
2. 脱衣室の照明を明るくする。
3. トイレに床置き式の小型パネルヒーターを置く。
4. 入浴直前に浴槽の湯温を60°Cにし、蒸気を立てる。
5. 24時間換気システムを導入する。



出所: 第33回 介護福祉士国家試験 問題35

## (6) 国家試験問題で実際に留学生が間違えてしまった問題

介護現場・OJTを用いた学習での支援

外国人介護職への指導の際は「なぜそうするのか」という根拠を丁寧に指導する

### 【生活支援技術】

衣服についてのバターのおしみを取るための処理方法に関する次の記述のうち、適切なものを1つ選びなさい。

1. 水で洗い流す。
2. おしみに洗剤を浸み込ませて、布の上に置いて叩く。
3. 乾かした後、ブラッシングする。
4. 氷で冷やしてもむ。
5. 歯磨き粉をつけてもむ。

汚れの成分  
による処理の  
違い



出所: 第33回 介護福祉士国家試験 問題52

## (6) 国家試験問題で実際に留学生が間違えてしまった問題

介護現場・OJTを用いた学習での支援

外国人介護職への指導の際は「なぜそうするのか」という根拠を丁寧に指導する

### 【介護過程】

介護福祉職の情報収集に関する次の記述のうち、最も適切なもの1つ選びなさい。

情報収集で留意すること

1. 五感を活用した観察を通して情報を集める
2. 一つの場面に限定して得られる情報を集める。
3. 初対面のときから踏み込んで情報を集める。
4. 興味のある個人情報を集める。
5. 実践したい支援に沿った情報を集める。



---

### 3. 学習支援において活用できる教材例

### 3. 学習支援において活用できる教材例

- 厚生労働省のホームページに、「介護分野で働く外国人の方のための学習用コンテンツ・テキストについて」が掲載されている。
  - ✓ [ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [福祉・介護](#) > [生活保護・福祉一般](#) > [外国人介護人材の受入れについて](#)
  - ✓ URL: [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_28131.htm](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28131.htm) (最終閲覧日:2023年12月12日)

#### (1) 「にほんごをまなぼう」(厚生労働省の補助事業により、公益社団法人日本介護福祉士会が開発・運用を実施。)

- 日本語を学び、日本語の介護現場で働く外国人の方々が自律的に学習に取り組むためのWEBコンテンツ
- 日本語能力試験のN3程度合格や特定技能評価試験対策などを目的とした学習支援ツール
- 日本語学習や日本の介護に関心のある方であれば誰でも無料で利用可能。
- WEBコンテンツのURL: <https://aft.kaigo-nihongo.jp/rpv/> (公益社団法人日本介護福祉士会ホームページ、最終閲覧日:2023年12月12日)



(出所)厚生労働省ホームページ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_28131.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28131.html)  
(最終閲覧日:2023年12月12日)

# 3. 学習支援において活用できる教材例

---

## (2) 介護の特定技能評価試験学習用テキスト

- 介護分野の在留資格「特定技能」の「介護技能評価試験」「介護日本語評価試験」の合格を目指して知識を習得するための学習用テキスト
- 日本語版、英語版、クメール語版、インドネシア語版、ネパール語版、モンゴル語版、ビルマ語版、ベトナム語版、中国語版、タイ語版、ウズベク語版、ベンガル語版が作成されている。
  - ✓ 日本語版URL: [https://www.jaccw.or.jp/wp-content/uploads/2020/09/kaigono\\_tokutei\\_ginou\\_20201006.pdf](https://www.jaccw.or.jp/wp-content/uploads/2020/09/kaigono_tokutei_ginou_20201006.pdf)  
(公益社団法人日本介護福祉士会ホームページ、最終閲覧日:2023年12月12日)

## (3) 外国人のための介護福祉専門用語集

- 外国人の方が介護現場で働くときに使う、介護福祉分野の専門用語を学ぶための教材
- 英語版、クメール語版、インドネシア語版、ネパール語版、モンゴル語版、ビルマ語版、ベトナム語版、中国語版、タイ語版、ウズベク語版、ベンガル語版が作成されている。
  - ✓ 英語版URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000777519.pdf>  
(公益社団法人日本介護福祉士会ホームページ、最終閲覧日:2023年12月12日)

## (4) 外国人のための介護福祉士国家試験一問一答

- 日本の国家試験である介護福祉士試験の合格を目指す外国人の方向けの教材
- 日本語版、英語版、クメール語版、インドネシア語版、ネパール語版、モンゴル語版、ビルマ語版、ベトナム語版、中国語版、タイ語版、ウズベク語版、ベンガル語版が作成されている。
  - ✓ 日本語版URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/000941748.pdf>  
(公益社団法人日本介護福祉士会ホームページ、最終閲覧日:2023年12月12日)

## 3. 学習支援において活用できる教材例

### (5) 「介護の日本語」テキスト

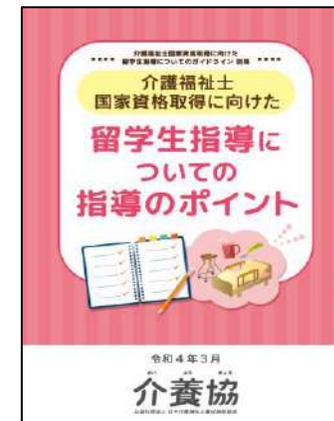
- 介護分野の技能実習生などが、介護の基本的なことばや声かけ表現などの日本語を学ぶための教材
- 日本語版、英語・インドネシア語・ベトナム語・中国語対応版、クメール語・タイ語・モンゴル語・ミャンマー語対応版、ネパール語・ウズベク語・ベンガル語対応版が作成されている。
  - ✓ 日本語版URL: [https://www.jaccw.or.jp/wp-content/uploads/2020/09/kaigono\\_nihongo\\_1110.pdf](https://www.jaccw.or.jp/wp-content/uploads/2020/09/kaigono_nihongo_1110.pdf)  
(公益社団法人日本介護福祉士会ホームページ、最終閲覧日:2023年12月12日)

### (6) 介護福祉士国家資格取得に向けた留学生指導についてのガイドライン改訂版

- 留学生の状況や科目ごとの指導のポイントなどといった項目別に構成され、養成校の取組事例も紹介されている。
  - ✓ 日本語版URL: [https://kaiyokyo.net/pdf/r3\\_ryuugakusei\\_point\\_02.pdf](https://kaiyokyo.net/pdf/r3_ryuugakusei_point_02.pdf)  
(公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会ホームページ、最終閲覧日:2023年12月13日)

### (7) 介護福祉士国家資格取得に向けた留学生指導についての指導のポイント

- 介護を学ぶ留学生の国家資格取得に向け、どのように指導を進めるかに焦点を当てたガイドライン
- 留学生の状況や科目ごとの指導のポイントなどが項目別に構成され、養成校の取組事例も紹介されている。
  - ✓ 日本語版URL: [https://kaiyokyo.net/pdf/r3\\_ryuugakusei\\_point\\_02.pdf](https://kaiyokyo.net/pdf/r3_ryuugakusei_point_02.pdf)  
(公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会ホームページ、最終閲覧日:2023年12月13日)



---

## 参考資料

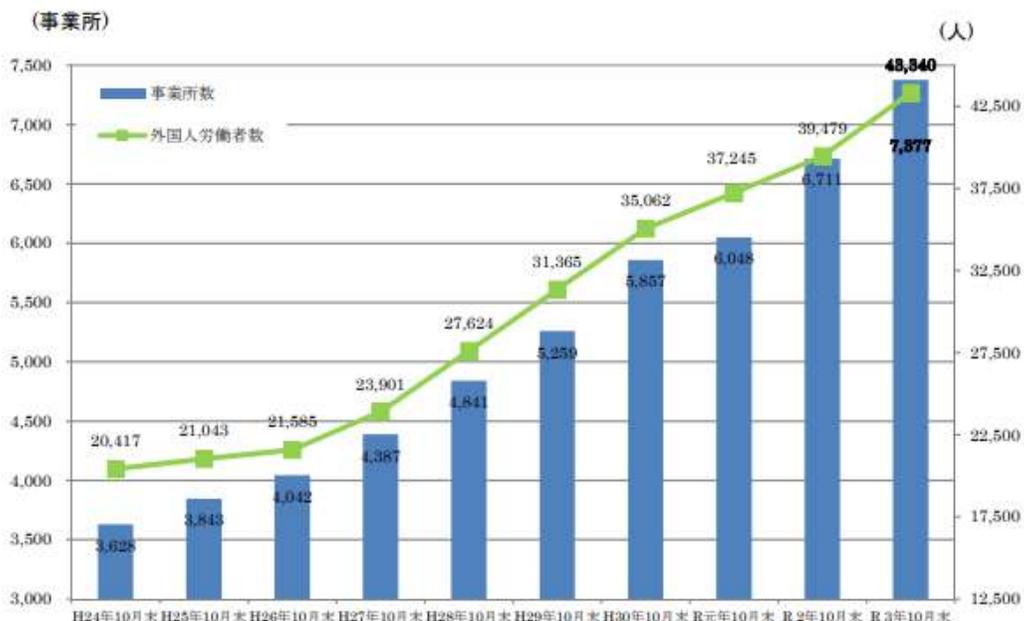
5頁：「●●都道府県における外国人介護人材の受入れと支援」

資料例（茨城県、京都府、広島県の例）

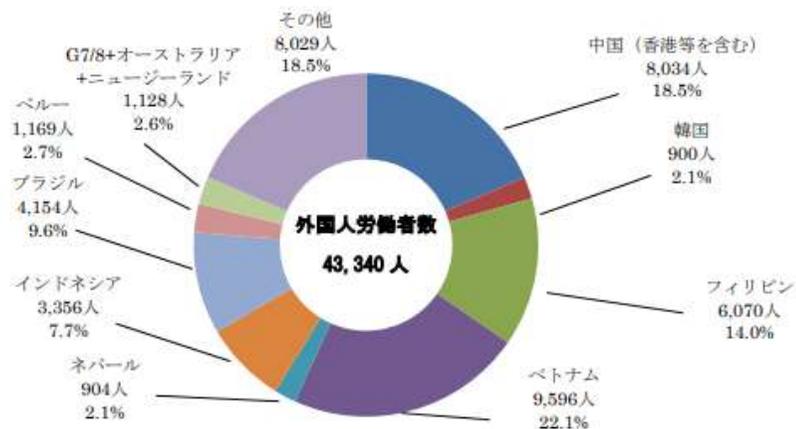
# 茨城県の例：外国人労働者の雇用状況（全体）

- 令和3年10月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は7,377か所【全国10位】であり、外国人労働者数は43,340人
- 国籍別外国人労働者数は、ベトナムの9,596人(外国人労働者全体の22.1%)が最も多く、次いで中国(香港、マカオを含む)、フィリピンの順で、それぞれ8,034人(同18.5%)、6,070人(同14.0%)となっている

## 外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移



## 国籍別外国人労働者の割合



# 茨城県の例：外国人介護人材の雇用状況

	茨城県	全国	備考
EPA介護福祉士・候補者	94	3,257	2023.1.1現在
技能実習	229	7,982	2023.3
特定技能	670	21,915	2023.6

(出所)

①国際厚生事業団：EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者受入れの枠組み、手続き等について

[https://jicwels.or.jp/wp-content/uploads/2023/02/2024%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E5%8F%97%E5%85%A5%E3%82%8C%E8%AA%AC%E6%98%8E%E4%BC%9A\\_%E7%AC%AC1%E9%83%A8.pdf](https://jicwels.or.jp/wp-content/uploads/2023/02/2024%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E5%8F%97%E5%85%A5%E3%82%8C%E8%AA%AC%E6%98%8E%E4%BC%9A_%E7%AC%AC1%E9%83%A8.pdf) <https://jicwels.or.jp/?p=52951> (最終閲覧日：2023/12/04)

②OTIT：令和4年度業務統計都道府県別職種別技能実習計画認定件数：<https://www.otit.go.jp/files/user/toukei/231002-1-8.pdf>

③出入国管理庁：特定技能在留外国人数令和5年6月末[https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07\\_00215.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07_00215.html)

# 茨城県の例：特定技能外国人のルート別人数

	総数	試験ルート	技能実習 ルート	介護福祉士 養成施設修 了ルート	EPA介護福 祉士候補者 ルート
総数	21,915	17,498	4,184	2	231
茨城県	670	555	105	1	9

# 茨城県の例：茨城県における取組紹介

## ■ 介護福祉士を目指す外国人介護人材受入施設のための指導者養成研修について

働きながら介護福祉士国家資格取得を目指す外国人介護人材(技能実習生、特定技能外国人等)を受け入れている施設の教育担当者等の皆様を対象に、学習支援や指導方法に関するセミナー

## ■ 介護職種技能実習生日本語能力向上支援事業

- ・技能実習生等受入施設・事業所が技能実習生等に対し行う、介護福祉士国家試験に合格するための日本語学習支援に必要な経費の一部を助成する
- ・ベトナム・ロンアン省と連携して行う介護人材育成プログラム「茨城県コース」の技能実習生及び県内施設等から選抜した技能実習生・特定技能外国人(以下「技能実習生等」という。)に対し、集中的な日本語学習支援を実施することで、介護福祉士国家試験に合格できる技能実習生等を養成し、長年にわたり介護分野で活躍する外国人材を確保すること。
- ・技能実習生等1人当たり年額235千円

## ■ 茨城県外国人介護人材育成ビギナーズ研修2023

- ・外国人介護人材が県内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、日本語や介護技能等を向上することを目的とした研修

## ■ 介護で使う日本語オンライン講座

- ・日本語の向上を目的とした外国人向けのオンライン研修
- ・基本的な日本語の再学習、実践的な声かけ・申し送りについて学ぶ

## ■ 技能実習生受入施設等職員研修(オンライン研修)

- ・すでに技能実習生等を受け入れている施設・事業所、これから受け入れる予定の施設・事業所の職員を対象とした研修
- ・「やさしい日本語で伝えてみませんか？」普段使われている言葉を、外国人にも分かるように配慮した簡単な日本語でコミュニケーションができるように

(出所)茨城県福祉人材確保室HP<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/fukushi/jinzaikakuho/20100219.html> (最終閲覧日:2023/12/04)

## 茨城県外国人材支援センター

グローバルな力が、企業の未来を拓く

茨城県では、県内企業の人手不足の解消、多文化共生社会の実現を図ることを目的として、外国人材の確保、生活に関する相談、アドバイザーによる各種支援、日本語教育支援などを行うため、平成31年4月に「茨城県外国人材支援センター」を創設しました。

センターによる支援を通じて、外国人材から「**選ばれる茨城県づくり**」を目指します。

# 京都府の例：外国人労働者の雇用状況（全体）

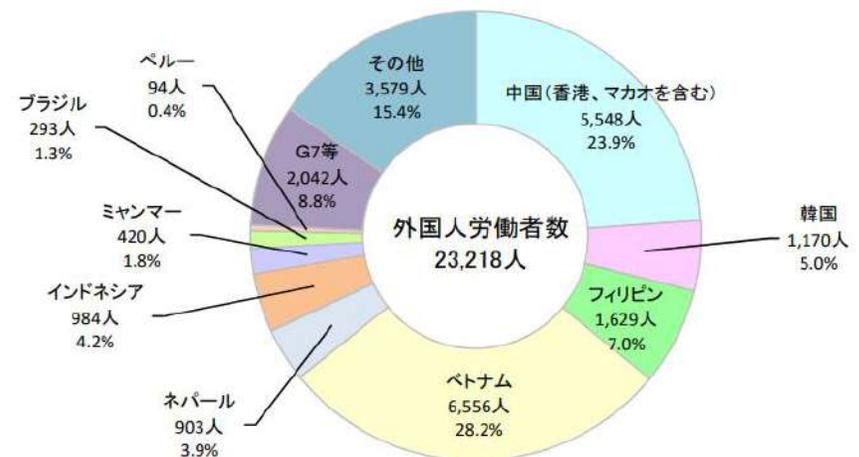
- 令和4年10月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は4,784か所【全国15位】であり、外国人労働者数は23,218人
- 国籍別外国人労働者数は、ベトナムの6,556人(外国人労働者全体の28.2%)が最も多く、次いで中国(香港、マカオを含む)、フィリピンの順で、それぞれ5,548人(同23.9%)、1,629人(同7.0%)となっている

外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移



注) 各年10月末時点

国籍別外国人労働者の割合



# 京都府の例：外国人介護人材の雇用状況

	京都府	全国	備考
EPA介護福祉士・候補者	33	3,257	2023.1.1現在
技能実習	130	7,982	2023.3
特定技能	451	21,915	2023.6

(出所)

①国際厚生事業団：EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者受入れの枠組み、手続き等について

[https://jicwels.or.jp/wp-content/uploads/2023/02/2024%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E5%8F%97%E5%85%A5%E3%82%8C%E8%AA%AC%E6%98%8E%E4%BC%9A\\_%E7%AC%AC1%E9%83%A8.pdf](https://jicwels.or.jp/wp-content/uploads/2023/02/2024%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E5%8F%97%E5%85%A5%E3%82%8C%E8%AA%AC%E6%98%8E%E4%BC%9A_%E7%AC%AC1%E9%83%A8.pdf) <https://jicwels.or.jp/?p=52951> (最終閲覧日：2023/12/04)

②OTIT：令和4年度業務統計都道府県別職種別技能実習計画認定件数：<https://www.otit.go.jp/files/user/toukei/231002-1-8.pdf>

③出入国管理庁：特定技能在留外国人数令和5年6月末[https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07\\_00215.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07_00215.html)

# 京都府の例：特定技能外国人のルート別人数

	総数	試験ルート	技能実習 ルート	介護福祉士 養成施設修 了ルート	EPA介護福 祉士候補者 ルート
総数	21,915	17,498	4,184	2	231
京都府	451	366	80	0	5

(出所) 出入国管理庁：特定技能在留外国人数令和5年6月末 [https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07\\_00215.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07_00215.html)

# 京都府の例：京都府における取組紹介①

## 外国人介護人材受入れに係る検討会

- 外国人介護人材の受入れ、育成及び定着が円滑に進むよう介護・福祉事業者団体及び有識者による検討会を開催し、効果的な行政からの支援を含めた関与のあり方について意見を聴取する。

## 京都府外国人介護人材支援センター運営事業

- 府社会福祉協議会に「外国人介護人材支援センター」を設置し、外国人介護人材及び受入れ事業所を対象とした相談窓口の開設、介護技術及び日本語能力の向上に係る研修会の実施並びに外国人介護人材に係る情報収集及び情報発信を行う。

## 外国人介護人材支援連絡会議

- 業界団体及び職能団体、技能実習生の監理団体、外国人材関係機関・団体並びに行政で情報共有を行い、外国人介護人材支援センターの運営について検討する。(2回)

## 介護技術・日本語能力向上研修

- 外国人介護人材を対象に介護技術や日本語に係る研修を行う。また、施設の指導担当者も研修に同席いただくことで指導方法を学ぶ機会とする。なお、研修終了後に指導担当者向けにフォローアップ研修を開催し、指導方法の共有を図り、日々の指導に役立てていただく。(南部・北部各2回、フォローアップ各1回)

## 外国人介護人材受入れに係る制度説明会

- 外国人介護人材の受入れについて、制度の仕組みや先進事例の紹介(育成方法や現場での外国人の様子等)により、外国人介護人材の確保及び育成に繋げる。(年度内1回)

## 外国人介護人材交流会

- 外国人介護人材が他の事業所で働く外国人介護人材と意見交換し親睦を深めると共に、日本での不慣れな生活環境や人間関係等を考慮し、メンタルヘルス等に係るセミナーを開催し、介護現場への定着に繋げる。

## 外国人向け介護の入門講座

- 介護技能評価試験及び介護日本語評価試験の合格により得られる特定技能の在留資格については、大学の留学生や日本語学校の生徒にとって卒業後の進路選択の一つとなっているため、日本語能力を気にせず介護の基礎を学べる研修を開催することにより、介護業界への参入のきっかけを作り、多様な人材の確保を促進する。

# 京都府の例：京都府における取組紹介②

## 京都府外国人介護人材支援センター

### ◆相談員による窓口相談及び巡回相談

「職場における悩みごと、生活上の困りごと」（外国人介護人材）や「外国人材受入れにあたっての不安、悩みごと」（受入施設職員）の相談を広くお受けします。

＜開所・電話受付時間＞

月～金曜日の9時～17時（祝日、年末年始の休日を除く）

### ◆外国人介護人材支援連絡会議の開催

業界団体、職能団体等からなる連絡会議を定期的を開催し、外国人介護人材に関する情報交換を行います。

### ◆交流会&セミナーの開催

受入事業所と外国人介護人材のための交流会やセミナーを開催します。外国人介護人材の不安低減を図るため、外国人介護人材同士の交流やつながりを図ります。

### ◆外国人介護人材向け介護技術・日本語能力向上研修

外国人介護人材によるケアの質の一層の向上を目指して、介護技術研修、日本語能力向上研修を行います。また、地域で行う研修に講師を派遣します。

（出所）社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター  
<https://fukujob.kyoshakyo.or.jp/kpfsc/>（最終閲覧日：2023. 12.14）

京都府委託事業（京都府社会福祉協議会が委託）

### 京都府外国人介護人材支援センター

Kyoto Prefectural Foreign Care worker Support Center

◆◆ 理念 ～目指すべき方向～ ◆◆

今後、増加することが見込まれている外国人介護人材の受入が円滑に進むよう相談窓口を設置するほか、様々な事業を通じて外国人介護人材の確保・定着・育成を目指します

- 共生社会や多様化する働き方の視点を大切にします。
- 外国人材受入事業所とそこで働く外国人介護職員の双方を支援します。
- 「働く」ことに併せて、「暮らし」や「生活」についても支援します。
- これらの支援を京都府内の関係機関・団体と連携して実施していきます。

◆相談員による 窓口相談及び事業所訪問◆

「職場における悩みごと、生活上の困りごと」（外国人介護職員）や「外国人介護職員受入れにあたっての不安、悩みごと」（受入事業所）等の相談をお受けします。  
※来所・電話・メール

◆セミナー&交流会の開催◆

受入事業所や外国人介護職員を対象にセミナーや交流会を開催します。外国人介護職員の不安低減を図るため、外国人介護職員同士の交流やつながりを図ります。

◆外国人介護人材 支援連絡会議の開催◆

業界団体、職能団体、監理団体等で構成される連絡会議を定期的に開催し、外国人介護職員に関する情報交換を行います。

◆外国人介護職員向け 介護技術・日本語能力向上研修◆

外国人介護職員によるケアの質の一層の向上を目指して、介護技術研修、日本語能力向上研修を行います。また、地域で行う研修に講師を派遣します。

◆外国人介護人材に関する情報収集及び情報発信 など◆

### 京都府外国人介護人材支援センター

（社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター内）

京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375（ハートピア京都地下1F）

☎ 京都市営地下鉄丸太町線「丸太町駅」下車 ☎

開所時間：月曜日から金曜日（祝日、年末年始の休日を除く）午前9時から午後5時まで

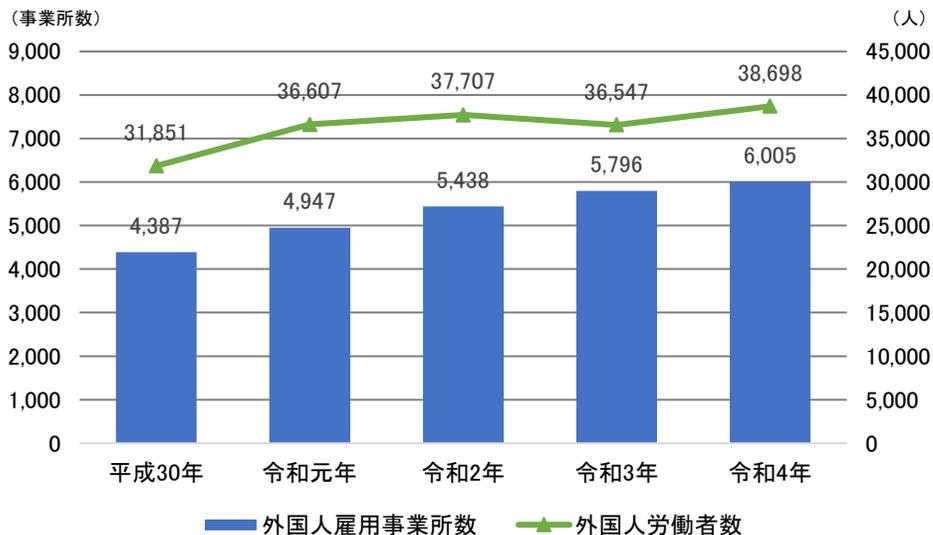
TEL:075-252-6295/fax:075-252-6312

E-mail:kfsc@kyoshakyo.or.jp FUKUJOB きょうと

# 広島県の例：外国人労働者の雇用状況（全体）

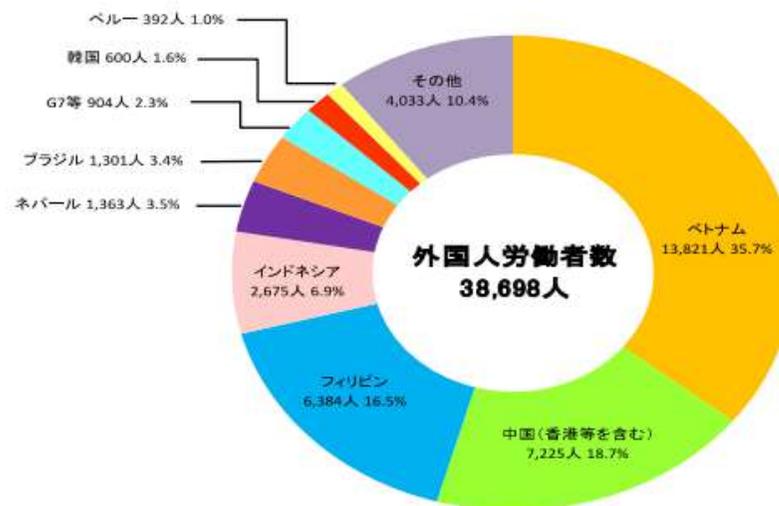
- 令和4年10月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は6,005か所【全国12位】であり、外国人労働者数は38,698人
- 国籍別外国人労働者数は、ベトナムの13,821人(外国人労働者全体の35.7%)が最も多く、次いで中国(香港、マカオを含む)、フィリピンの順で、それぞれ7,225人(同18.7%)、6,384人(同16.5%)となっている

外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移



注) 各年10月末時点

国籍別外国人労働者の割合



# 広島県の例：外国人介護人材の雇用状況

	広島県	全国	備考
EPA介護福祉士・候補者	80	3,257	2023.1.1現在
技能実習	343	7,982	2023.3
特定技能	466	21,915	2023.6

(出所)

①国際厚生事業団：EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者受入れの枠組み、手続き等について

[https://jicwels.or.jp/wp-content/uploads/2023/02/2024%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E5%8F%97%E5%85%A5%E3%82%8C%E8%AA%AC%E6%98%8E%E4%BC%9A\\_%E7%AC%AC1%E9%83%A8.pdf](https://jicwels.or.jp/wp-content/uploads/2023/02/2024%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E5%8F%97%E5%85%A5%E3%82%8C%E8%AA%AC%E6%98%8E%E4%BC%9A_%E7%AC%AC1%E9%83%A8.pdf) <https://jicwels.or.jp/?p=52951> (最終閲覧日：2023/12/04)

②OTIT：令和4年度業務統計都道府県別職種別技能実習計画認定件数：<https://www.otit.go.jp/files/user/toukei/231002-1-8.pdf>

③出入国管理庁：特定技能在留外国人数令和5年6月末[https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07\\_00215.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07_00215.html)

# 広島県の例：特定技能外国人のルート別人数

	総数	試験ルート	技能実習 ルート	介護福祉士 養成施設修 了ルート	EPA介護福 祉士候補者 ルート
総数	21,915	17,498	4,184	2	231
広島県	466	352	112	0	2

(出所) 出入国管理庁：特定技能在留外国人数令和5年6月末 [https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07\\_00215.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07_00215.html)

# 広島県の例：広島県における取組紹介

- 広島県では、外国人介護人材の受入れに向けての検討や受入れ体制の準備等に活用できるよう、県内の受入れ事例(31事業所)や、仕事面・生活面・言語面での支援など、外国人介護人材受入れのためのノウハウをガイドブックとしてまとめている。(令和3年3月発行、令和4年3月、令和5年3月改訂:受入れ事例追加)
- ガイドブックには、外国人介護人材に係る4つの受入れ制度の特徴、県内の受入れ状況、受入れ時の注意点、日本語教育や仕事・生活面の支援等について記載されている。

県内で活躍する外国人介護人材のプロフィール、来日した理由、介護の仕事を選んだ理由、職場の印象、将来の夢などのほか、職場の上司のコメントも掲載されています。



# 介護福祉士を目指す 外国人介護人材受け入れ施設のための 指導者養成研修

令和5年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

「外国人介護人材の介護福祉士国家資格取得に向けた指導者養成の在り方に関する調査研究事業」カリキュラム部会

---

---

一般社団法人 国際交流&日本語支援Y

橋本由紀江（茨城・京都会場）

有賀久美子（広島会場）

# I. 始めに

- 1 介護現場で必要な日本語  
(コミュニケーション力をつける。)
- 2 介護福祉士国家試験の  
学習をするための日本語
- 3 介護福祉士国家試験合格に  
向けての学習

# Ⅱ. 介護現場で 必要な日本語

介護現場において、外国人介護人材が円滑に就労するためには、日本語の習得は不可欠

介護現場での就労に必要な日本語とは何か。  
また、どのように指導すればよいのか。



外国人介護人材のみなさんは、  
どんな日本語を知っているの？

## 1 知っている言葉はやさしくて、知らない言葉は難しい。

- 「どんな日本語を知っているか」は指導する前に知っておく必要がある。
- 入国当初はテキストで学んだことが全て。彼らが学習したテキストを見ておくとよい。

## 2 日本人が難しいと思うものと、 外国人が難しいと思うものは違う。

自分に身近な言葉、毎日使う言葉、生活・仕事に必要な言葉は、やさしい日本語になる。

- 例) ・長い駅名  
長者が浜潮騒はまなす公園前駅
- ・介護保険のサービス  
(看護) 小規模多機能型居宅介護

## 日本語の指導

知らないものは、教えればよい。

教えた言葉は、毎日聞いて使っていれば、  
やさしい言葉になる。

### 介護職として働きながら行う日本語学習

#### 1 日本語学習が目的ではない。

- 日本語は、あくまで円滑に介護の仕事をするための手段である。
- 学ぶ内容は極力シンプルにする。  
短時間で、効果的にするための工夫が大切

## 2 仕事と連動させた学習が大切

- 仕事の各場面で用いられる言葉を、その場で習得していくことが、最も効果的な学習方法
- 介護現場に必要な物と言葉、行為と言葉は同時に学ぶ。
- 言葉は使うことで上達する。使うことで定着する。発話することで会話力は伸びる。仕事をするのが日本語学習であることを日本人側が意識し、発話する機会が多くなるように工夫する。
- 学ぶ内容は極力シンプルにする。

「これができなければだめ」ではなく、

「これができればいい」というぐらいの意識で

- 1 語彙力
- 2 指示を理解して、指示の通り動ける  
(指示を正確に聞く)
- 3 自分の行為を報告する
- 4 文字力 (漢字力)
- 5 利用者とのコミュニケーション
- 6 介護記録を理解する・書く

## 1. 語彙力

### ①現場で使う言葉の語彙力は最も重要

どんなにレベルの高い文法表現を知っていても、1つの言葉の意味が分からなければ仕事のミスにつながる。

### ②必要となる語彙力は、介護専門用語にとどまらない。

「褥瘡」「移乗」などの専門用語はもちろん重要であるが、利用者や職員の名字、役職名、物の名前、場所の名前など一般的なもののほうがより多く必要

### ③生活場面でも使う言葉が多い。

利用者の生活の支援を行うため、生活場面で使う言葉が多く、職場で使われる言葉をできるだけ多く知ることが重要。職場で使う言葉を学習することで、日常生活で使用する言葉もあわせて学習できる。

わたし

私は

で

はたら

働いています

## ＜仕事に必要な言葉の例＞

入国間もないと、名前が漢字で書いてあると全く認識できないケースがあることも

分類	例
職員の名前、役職	●●さん、施設長、介護主任、リーダーなど等
利用者の名前	●●さん
関連職種	医師、看護師、理学療法士、栄養士など、各事業所で働いている職種名と名字



しせつちょう やまだ  
施設長 山田



じむちょう さとう  
事務長 佐藤



かちょう やまもと  
課長 山本



かいごちょう よしだ  
介護長 吉田



ちょうすずき  
フロア長 鈴木



しゅにん こばやし  
主任 小林



職員の役職と名前を覚えるためのリスト。  
写真はなくてもよい。

## 施設の図



施設の場所を覚えるための案内図。  
なければ場所の言葉のリストでも  
よい。



## ＜語彙力についての指導方法＞

- 仕事に必要な言葉をまとめ、仕事に連動させて言葉も習得できるようにする。
- 時間がない場合は、市販のテキスト等を活用し、介護現場で使われる言葉を、場面を通して習得できるようにする。

## 2 指示を理解して、指示の通りに動ける (指示を正確に聞く)

就労当初は職員の指示を理解して、指示の通りに仕事をする必要がある。指示が正しく伝わらなければ、事故につながりかねない。

- ①指示は、外国人が知っている言葉で出さなければならない。  
知らない言葉で指示を出されても、理解することができない。
- ②人の名前や時間（数字）は間違いやすいので、ゆっくり、はっきり伝える。  
「山本さん、山口さん、山下さん、山上さん・・・」  
「1時か7時か」など

### ③指示は確認する

指示が理解できたかどうか、指示を復唱してもらい確認する。

## ＜指示の確認についての指導方法＞

- ①指示を聞いたら、指示の内容を復唱し、自分がこれから何をするか確認することを習慣づけてもらう。

例) 山田さんにお茶を持って行ってください。  
あなたは何をしますか。

➡ 山田さんにお茶を持って行きます。

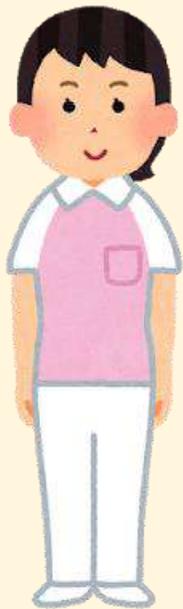
- ②指示が複数ある場合は、指示の内容をメモし、メモを見ながら自分がこれからすることを言ってもらおう。  
メモをチェックすることで、指導者も確認できる。

例) 10時に山田さんといっしょに玄関に  
来てください。

メモ・・・10時・山田・いっしょ・玄関

➡ 10時に山田さんといっしょに、玄関に行きます。

- ③先輩職員が1日の中で出す指示を整理し、外国人介護人材にパターン化して繰り返してもらう。
- ④仕事でよく使う言葉は、難しいと思われる言葉でも積極的に教える。



山田さんに、お茶を持って行ってください。

山田さんの水分補給をお願いします。

水分補給の意味が理解できれば、毎日使っているうちに、語彙が定着し、使えるようになる。

## <スケジュール表（例）>

時間帯	実施事項
9:00	申し送り
9:15	居室のごみ集め、掃除
10:00	水分補給
11:30	昼食の配膳 食事介助（見学） 昼食の下膳
14:00	レクリエーション
15:00	おやつ準備
16:30	排泄介助（見学）
17:30	報告

「指示の復唱」

「指示を聞いて

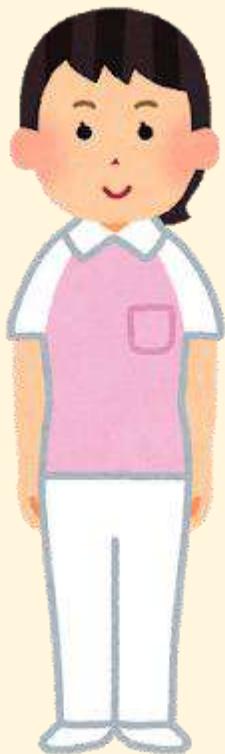
自分がすることを言う」

ことは、よい発話練習になる。

## 3 自分の行為を報告する

「報告」は重要な仕事の1つ  
小さな指示でも、やったこと  
は報告してもらおうようにする。

報告は、よい発話練習になる。



山田さんに、お茶を持って行きました。山田さんは200cc飲みました。

山田さんの水分補給が終わりました。お茶を200cc摂取されました。

報告においても専門用語を使用した表現を教えると、本人のスキルアップにもなる。  
しかし、無理は禁物！

## <「指示の確認、行為の報告」の際の日本語の指導>

指示の確認と行為の報告は大切な仕事であると同時に、よい日本語の発話練習になる。

### 【指導の際の留意点】

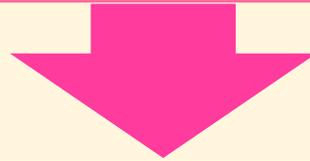
- ① 聞き手が途中で遮ったり、言いよどんでいるのを助けたりしないで最後まで忍耐強く聞く。
- ② なんとなく意味がわかっていても、文末まできちんと話させる。日本語は肯定、否定、時制は文末で表現するので、文末がないと正確に伝わらないことを意識してもらう。
- ③ 間違いは正し、正確な文が言えるようになるまで言わせる。文法的な間違いについて、説明ができなくても、「日本人はこういうのだ」として練習してもらえばよい。

## ＜指導する際の日本語の留意点＞

- ① 文は短く。
- ② 指示代名詞（これ、それ、あれ、この、その、あのなど）は使わない。
- ③ 接続詞はできるだけ使わない。

例)

205号室の山田さんのナースコールが鳴ったので、  
部屋へ行って様子を見てきてください。



205号室の山田さんです。  
ナースコールが鳴りました。  
山田さんの部屋へ行ってください。  
様子を見てください。

## 4 文字力（漢字力）

非漢字圏の人にとって、漢字学習は負担感が大きい。

必ず覚える、理解するということ負担が大きいので、漢字があっっておもしろい、漢字は便利だと感じられるように指導していく。

無理に漢字を勉強させるのではなく、振り仮名で対応したり、かな表記にしたりする。

## ＜文字（漢字）についての指導方法＞

- 1文字1文字練習するのではなく、仕事の言葉と結び付けて覚えられるようにする。  
物＋言葉＋漢字    行為＋言葉＋漢字    のように同時に学習できるように、指導する側が意識する。
- 漢字が読めないと支障がある言葉は、場所・物の名前など実際に見てもらったり例を示したりして、リストにして覚えてもらおうとよい。
- 利用者の名前など、必要なものにはできるだけ振り仮名をふる。

## 5 利用者とのコミュニケーション

- まずは、利用者へのあいさつ、介護をする際の声かけや確認、同意を得るところから
- 利用者の訴えや依頼を他の職員へ伝えることができることが重要  
就労当初から、利用者から訴えや依頼の対応ができるわけではない。



まずは、利用者へのあいさつ、簡単な声かけから

## 6 介護記録を理解する・書く

「書く」作業は、外国人にとって負担感が大きい。

介護記録の形態は施設によって様々だが、チェックをつける、選択するなど、できるだけ「書く」作業が少ないものの方が、早くできるようになるし、間違いも少ない。

# 仕事に必要な日本語力

訪問介護 ステーション活動記録

令和 年 月 日 ( 曜日 )

ご利用者氏名		ヘルパー氏名		責任者印
様 種		種		
区 分	利用時間	時 分	～	時 分 ( 分 )
身 体	食事介助(主 副)・水分補給			
	入浴介助			
	移動介助・移乗介助		(手引き 車イス 杖 歩行器)	
	与薬介助		(朝・昼・夕)	
	排泄介助(オムツ)		(便 尿)	
	排泄介助(トイレ)		(便 尿)	
	清拭		(顔 手 上半身 陰部 髪)	
	着脱介助			
	洗面・整容・口腔ケア・義歯洗浄			
	見守り		(コミュニケーション)	
	通院介助		(タクシー 家族の車)	
	自立支援のための見守りの援助		(通所準備 調理 掃除 洗濯)	
	( 分 )			
生 活	調理			
	清掃(掃除機 拭きそうじ)			
	洗濯		(洗い 干し たたみ)	
	衣類の整理			
	代行業務			
	ベッドメイキング		(シーツ交換 ラバーシーツ交換 布団干し)	
活	衣類の補修			
	買い物		金銭あずかり¥	
			使 用¥	
			残 金¥	
( 分 )				
健 康	主 訴	頭痛・腹痛・腰痛・膝痛・嘔吐・下痢・便秘 かゆみ・手足のしびれ・めまい・不眠		初回加算
	バイタル	検温	℃・血圧 BP= / P=	褥瘡( ) 緊急時加算
連絡事項				

氏名 訪問介護 経路記録 年

月 日 ( )	体温	脈拍	血圧	/
利用時間	サービス提供内容			
:	自宅より 家族 : 施設 送迎にて施設へ			
10:00	入浴あり	入浴なし	入浴中止	( )
12:00	昼食あり	( / )	昼食なし	( )
13:30	個別機能訓練	口腔ケア	生活機能向上 実施	中止 ( )
:	夕食あり	( / )	夕食なし	
:	施設より 家族 : 施設 送迎にて自宅へ 記入サイン			
利用者の様子				
月 日 ( )	体温	脈拍	血圧	/
利用時間	サービス提供内容			
:	自宅より 家族 : 施設 送迎にて施設へ			
10:00	入浴あり	入浴なし	入浴中止	( )
12:00	昼食あり	( / )	昼食なし	( )
13:30	個別機能訓練	口腔ケア	生活機能向上 実施	中止 ( )
:	夕食あり	( / )	夕食なし	
:	施設より 家族 : 施設 送迎にて自宅へ 記入サイン			
利用者の様子				
月 日 ( )	体温	脈拍	血圧	/
利用時間	サービス提供内容			
:	自宅より 家族 : 施設 送迎にて施設へ			
10:00	入浴あり	入浴なし	入浴中止	( )
12:00	昼食あり	( / )	昼食なし	( )
13:30	個別機能訓練	口腔ケア	生活機能向上 実施	中止 ( )
:	夕食あり	( / )	夕食なし	
:	施設より 家族 : 施設 送迎にて自宅へ 記入サイン			
利用者の様子				

様式 JK70-08TK-M R1

## ＜介護日誌を書くための指導方法＞

- ① フォーマットの言葉の意味を説明し、何を書かなければならないかを理解してもらう。言葉の説明が難しい場合は、実際の仕事をしながら、説明する。
- ② 実際に記入して、見本を示す。
- ③ 実際に記入してもらう。
- ④ 確認し、間違いがあれば訂正する。
- ⑤ 正確にできるようになるまで、練習してもらう。

## ＜介護記録が文章の場合＞

- 外国人介護人材の日本語レベルにもよるが、日本人職員と同程度の文が書けるようになるには、時間もかかるし、学習も必要
- 当初、書ける文は、発話している日本語のレベル程度
- 文を書いてもらい、日本語のレベルを測ってから、目標とする日本語レベルを決めて指導する。
- 日本人の書いた文の理解も難しい。  
文末が「～だ。～る。」、または、文末が省略されている、文中言葉が省略されているなどの文は文意を間違えて理解しがち

山田はな

年月日	時間	種別	ケース	記録者
R3/10/24	13:30	介護記録	椅子より立ち上がり。排泄後も落ち着かれている。	鈴木
R3/10/24	12:00	介護記録	ユニットにて椅子にすわり落ち着かれている。	鈴木
R3/10/24	10:30	日誌に反映	ピソノテープ張り替え実施。	山本
R3/10/24	6:00	日誌に反映	ユニットのソファにて経過	山本
R3/10/24	4:00	日誌に反映	センサーなり訪室。トイレ訴えにて誘導。	山本

黄色のマーカ-の文は、文末が省略されているため、文意がわからない。  
ブルーのマーカ-文は、全体に省略が多く、文意がわからない。

わかりやすく書き換えてみると・・・

「センサーが鳴ったので、訪室しました。  
トイレへ行きたいと言ったので、トイレへ誘導しました。」

## 介護技術の指導は日本語学習のチャンス

技術と同時に言葉を教えることを意識する。  
動作を言葉で説明することは難しい。  
一つひとつの動作を発話しながらやってみせて、外国人にも同様に発話しながら動作をやってもらい、体の動きとともに言葉が覚えられるように指導する。

\* 「こうやって」「こうやる」は禁物！  
「こう」は具体的な動作の言葉にする。

介護職は両手を利用者の腰に回します。  
利用者は健側の腕を介護職の方に回します。  
介護職は利用者の患側の膝を、足の外側から支えます。  
介護職は支えるとき、腰を低くして、利用者に重心を近づけると、動かしやすいくなります。  
介護職は動く方向に足先を向けると、簡単に動けます。

- \* **黄マーカー**の言葉は事前に教えておく。
- \* **赤字**の言葉は、動作とともにしっかり発話して教える。

## 日本語は仕事をすることで、上達する。

- 言葉の習得は、机上の学習より実際と連動した学習が、一番効果的
- 「教材は日々の仕事にある」とし、研修計画に合わせて、日本語も学習できるようにする。

# Ⅲ. 介護福祉士 国家試験の学習を するための日本語

働きながらの学習は、シンプルでわかりやすく、達成感がなければならない。

介護福祉士の国家試験合格を目指すには本人のやる気と努力、そしてまわりのサポートが必須

## 国家試験合格に必要なもの

### 介護専門の知識

国家試験の内容を理解する、受験勉強のための教材を理解するための日本語力

## 3年計画

1年目 国家試験の内容を理解する、  
受験勉強のための教材を理解  
するための日本語力をつける。

2年目 国家試験の知識の学習  
(テキスト学習)

3年目 知識の復習と確認  
試験のための演習

使用されている漢字の語彙が難しい。  
(専門語彙で日常生活での使用頻度が少ない。)

使用されている語彙数が多い。

使用されている語彙の分野が多岐に渡っている。

- 漢字（漢字の意味）

- 漢字の言葉

国家試験は外国人には「振りがな付き」も提供されているが、ひらがなが読めても意味はわからない。漢字の意味を理解することで、言葉の意味もわかる。

- 読解力

わからない言葉があっても、言葉の意味や文意を類推し、内容を読み取る力をつける。

## 漢字と漢字の言葉の学習



学習期間：1回目4か月、2回目3か月

# 介護福祉士国家試験の学習をするための日本語

## 介護の言葉と漢字ハンドブック

p.1

1 施設の人

スタッフ

① 介護福祉士 ② 施設長 ③ 看護師 ④ 医師 ⑤ 主治医 ⑥ 栄養士 ⑦ 管理栄養士 ⑧ 栄養士

⑨ 音楽療法士 ⑩ 理学療法士 ⑪ 言語聴覚士 ⑫ 作業療法士

利用者

⑬ 入所者 ⑭ 通所者 ⑮ 高齢者 ⑯ 知的障害者 ⑰ 身体障害者 ⑱ 精神障害者

その他の人々

⑲ 事務長 ⑳ 職員 ㉑ 担当 ㉒ 介助員 ㉓ 生活指導員 ㉔ 訪問介護員 ㉕ 介護従事者 ㉖ 調理員 ㉗ 清掃員 ㉘ ボランティア

ボテ タマ

p.2

### 施設の人 — STAFF IN THE FACILITIES —

1. 介護福祉士	care worker	18. 通所者	day-resident
2. 施設長	director (of the facility)	17. 高齢者	the aged
3. 看護師	nurse, nursing staff	18. 知的障害者	mentally disabled person
4. 医師	doctor	19. 身体障害者	physically disabled person
5. 主治医	attending physician	20. 精神障害者	mentally disabled person
6. 先生	doctor, teacher	21. 事務長	secretary general
7. 管理栄養士	National Registered Dietitian	22. 職員	personnel, staff
8. 栄養士	dietitian	23. 担当者	person in charge
9. 療法士	therapist	24. 介助員	helper
10. 音楽療法士	music therapist	25. 生活指導員	social counselor
11. 言語聴覚士	speech language hearing therapist	26. 訪問介護員	visiting care attendant
12. 理学療法士	physical therapist	27. 介護従事者	care worker
13. 作業療法士	occupational therapist	28. 調理員	cooking staff
14. 利用者	user	29. 清掃員	cleaning staff
15. 入所者	resident	30. ボランティア	volunteer

介	カイ	mediate, help
介護 (する)	かいご	nursing care
介助 (する)	かいじょ	assistance
介抱 (する)	かいぼう	care, nursing
紹介 (する)	しょうかい	introduction
全介助	ぜんかいじょ	total assistance
仲介 (する)	ちゅうかい	agency, mediate
老老介護	らうらうかいご	nursing care by the aged
護	ゴ	protect
介護者	かいごしや	care worker
看護 (する)	かんご	nursing
救護 (する)	きゅうご	aid, rescue
保護 (する)	ほご	protection
養護 (する)	ようご	custodial care
福	フク	happiness, good luck
幸福	こうふく	happy
祝福 (する)	しゅくふく	blessing, congratiation
裕福	よふく	rich

毎月毎月家庭で骨つ。

社	シ	blessedness
介護福祉士	かいごふくし	care worker
社会福祉	しゃかいふくし	social welfare
士	シ	military man, profession (suffix)
介護士	かいごし	care worker
紳士	しんし	gentleman
博士	はかせ, はくし	Dr., Ph.D.
療法士	りょうほうし	therapist
*富士山	ふじさん	* Mt. Fuji
施	セ (の) シ, セ	give arms, dispense, oo. carry out
施行 (する)	しこう, せこう	operation
施設	しせつ	facility
施設 (する)	せしやう	locking
実施 (する)	じっし	enforcement

毎月毎月家庭で骨つ。

p.3,4

# 介護福祉士国家試験の学習をするための日本語

## 介護の言葉と漢字ワークブック

p.12

p.13

p.5

1 施設の人

——で結びましょう。

例) 介護福祉士・いし

1. 栄養士・りようしゃ

2. 利用者・かいごふくし

3. 医師・えいようし

4. 施設長・しせつちよう

p.6,7

漢字	画数	読み方	意味	覚え方のヒント (パーツ)	練習
介	4	カイ		人・ノ・	
護	20	ゴ		言・サ・権・又	
福					
祉					
士					
施					
設					
看					
師					
医					

言葉	意味	漢字練習
かいご	介護	介 護 介 護
かいじょ	介護	介 助 介 助
ほご	保護	保 護 保 護
ようご	養護	養 護 養 護
こうふく	幸福	
ゆうふく	富裕	
かいごふくし	介護福祉士	
りようほうし	療法士	
ふじざん	富士山	
しせつ	施設	
じっし	実施	
せっち	設置	
せつび	設備	
かんご	看護	
かんびよう	看護病	
きょうし	教師	
いし	医師	
いしゃ	医者	
しゅじい	主治医	

I 次の言葉の読み方を書きましょう。

1. 介護福祉士 ( ) 2. 施設長 ( )

3. 看護師 ( ) 4. 主治医 ( )

5. 栄養士 ( ) 6. 療法士 ( )

7. 利用者 ( ) 8. 障害者 ( )

9. 担当者 ( ) 10. 介助員 ( )

II 次の言葉を漢字で書きましょう。

1. かいごふくし ( ) 2. しゅじい ( )

3. りようほうし ( ) 4. せんせい ( )

5. しょうがいしゃ ( ) 6. げんご ( )

7. しせつちよう ( ) 8. えいようし ( )

9. たんどじしゃ ( ) 10. りようししゃ ( )

11. かいじょいん ( ) 12. かんごし ( )

13. にゅうしよしゃ ( ) 14. おんがく ( )

III 次の漢字の読み方を\_\_\_\_に書いて、読み方を( )に書きましょう。

1. 護: \_\_\_\_\_ ( ) 2. 福: \_\_\_\_\_ ( )

3. 養: \_\_\_\_\_ ( ) 4. 孝: \_\_\_\_\_ ( )

5. 助: \_\_\_\_\_ ( ) 6. 障: \_\_\_\_\_ ( )

7. 害: \_\_\_\_\_ ( ) 8. 神: \_\_\_\_\_ ( )

9. 担: \_\_\_\_\_ ( ) 10. 導: \_\_\_\_\_ ( )

IV 次の言葉の読み方を書きましょう。

1. 看護 ( ) 2. 栄養失調 ( )

3. 検査技師 ( ) 4. 耳障り ( )

5. 自覚症状 ( ) 6. 見当識 ( )

7. 対症療法 ( ) 8. 自覚神経 ( )

9. 幻覚 ( ) 10. 浴槽 ( )

11. 利尿作用 ( ) 12. 担架 ( )

V どの漢字ができますか。例のように書きましょう。

(ワークブック「ロープ」にかけよう！) 例) 水+ム+ロ = 浴 (おさ・ゆる/おさ・まる/お・サ/お・る/お・る/お・る)

1. 示+一+ナ+ロ+田 = \_\_\_\_\_ ( )

2. 耳+十+田+心 = \_\_\_\_\_ ( )

3. 畜+方 = \_\_\_\_\_ ( )

4. 子+日+一 = \_\_\_\_\_ ( )

5. 水+土+ム = \_\_\_\_\_ ( )

6. 首+サ+エ = \_\_\_\_\_ ( )

VI □の中(下)のどの漢字が入りますか。

士 員 師 者

1. 介護福祉 □ 2. 医 □ 3. 看護 □

4. 担当 □ 5. 指導 □ 6. 喉 □

7. 入所 □ 8. 利用 □ 9. 高齢 □

10. 銀行 □ 11. 栄養 □ 12. 障害 □

13. 会社 □ 14. 店 □ 15. 療法 □

16. 調理 □

VII 「疾」が付く言葉をたくさん書いてみましょう。

例) 社長 \_\_\_\_\_

1. \_\_\_\_\_ 2. \_\_\_\_\_ 3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_ 5. \_\_\_\_\_ 6. \_\_\_\_\_

p.14

## 介護の言葉と漢字ワークブック 言葉の使い方ドリル

p.1

### 1 施設の人①

1 次の文に一番合う言葉を下の □ から選んで( )に入れてください。  
1回しか使えません。

- 1) 春はどこ施設でもお花見を( )している。
- 2) 田中さんは歩行に( )がいる。
- 3) だれでも、( )になりたいと思っている。
- 4) 子どもが熱を出したので、母親が( )している。
- 5) ( )は リハビリ室で働いている。

療法士	介助	看病
実施	幸福	

2 下線の言葉の使い方が正しいものは( )に○を、間違っているものは直して、正しく( )に書いてください。

- 1) 山本さんは大福な生活をしている。 ( )
- 2) 体の調子が悪いので、教師にみてもらう。 ( )
- 3) 消火器を 設置しなければならない。 ( )
- 4) 毎週1回、主治医の先生が施設に来る。 ( )
- 5) 来年看護福祉士の国家試験を受ける。 ( )

p.2

### 1 施設の人②

1 次の文に一番合う言葉を下の □ から選んで( )に入れてください。  
1回しか使えません。

- 1) けがは( )1カ月だ。
- 2) 毎週月曜日は主治医の( )日だ。
- 3) ( )ではしを持つ。
- 4) 明日( )の手術をする。
- 5) ( )の勉強は難しい。

法律	診療	全治
白内障	利き手	

2 例のように正しい文になるように線で結んでください。

- |                |   |       |
|----------------|---|-------|
| 例) けがの治療を      |   | ・ なる。 |
| 1) 疲れているので休養を  | ・ | ・ ない。 |
| 2) 利用者の話を傾聴    | ・ | ・ する。 |
| 3) 手がしびれて感覚が   | ・ | ・ とる。 |
| 4) 食事しないと栄養失調に | ・ | ・ ある。 |
| 5) 山本さんは教養が    | ・ | ・ する。 |

p.3

### 1 施設の人③

1 次の文に一番合う言葉を下の □ から選んで( )に入れてください。  
1回しか使えません。

- 1) 転んでけがをした人の( )をする。
- 2) 花見の用意を( )する。
- 3) 体の調子が悪いので( )を受ける。
- 4) 職場は職員がみんな元気で( )がある。
- 5) ( )の名前を日誌に書いてください。

分担	活気	来訪者
精密検査	手当て	

2 □の中から1番合う言葉を選んで( )に入れて、長い言葉を作ってください。

- 1) 精神 ( )
- 2) ( )助手
- 3) ( )活動
- 4) トイレ ( )
- 5) ( )従事者

介護	誘導	看護
障害	レクリエーション	

## 読解力

p.1

### 問題 1 ( 上級 )

Kさん(85歳、男性、要支援2)は5年前に妻を亡くし、自宅で一人暮らしをしている。

以前は近くに住む友人とカラオケや将棋を楽しむなど活動的な日々を送っていたが、近ごろは足下がおぼつかなくなってきたため、自宅にすることが多くなった。商店街はバスを使わなければならない距離にある。会社員の長女は他県に住んでいるが、週に1回は訪問して買い物や掃除など身の回りの世話をしている。Kさんは「できるだけ他人の力を借りずに、自分のことは自分でやっていきたい」と言っている。しかし、トイレに間に合わないことがあったり、大好きだった入浴も転倒を恐れ控えるようになってきており、生活に不安を抱くようになってきている。週1回の介護予防通所リハビリテーションを利用している。

問1 Kさんは以前はどんな生活をしていましたか。

問2 「足下がおぼつかない」とはどういう意味ですか。

問3 Kさんの今の気持ちについて書いてください。

問4 Kさんが大好きだった入浴を控えるようになった理由は何ですか。

p.2

### 問題 1 ( 中級 )

Kさん(85歳、男性、要支援2)は5年前に妻を亡くし、自宅で一人で生活している。

以前は近くに住む友人とカラオケや将棋を楽しんでいたが、最近はずっと歩きなくなってきたため、自宅にすることが多くなった。商店街へ行くにはバスを使わなければならない。会社員の長女は他県に住んでいるが、週に1回は訪問して買い物や掃除など身の回りの世話をしている。Kさんは「できるだけ他人の力を借りずに、自分のことは自分でやっていきたい」と言っている。しかし、トイレに間に合わないことがあったり、大好きだった入浴も転倒するかもしれないとあまり入らなくなり、一人で生活するのが不安になっている。週1回の介護予防通所リハビリテーションを利用している。

問1 Kさんが、最近自宅にすることが多くなったのはどうしてですか。

問2 だれが「身の回りの世話」をしていますか。

問3 Kさんの今の気持ちで正しいものを一つ選んでください。

- ① 頻にもっと家に来てほしい。
- ② 他人に世話をしてもらいたい。
- ③ 一人で生活するのに心配がない。
- ④ 自分でできることは自分でしたい。

問4 Kさんが利用している介護サービスは何ですか。

p.3,4

### 問題 1 ( 初級 )

Kさん(85歳、男性、要支援2)は5年前に奥さんが死んでから、一人で住んでいます。

近くに住んでいる友達とカラオケや将棋をして楽しく生活していましたが、このごろは歩けなくなってきたので、家にいることが多くなりました。スーパーや店は遠いのでバスに乗って行かなければなりません。

会社員の長女はとなりの県に住んでいます。1週間に1回は来て、買い物や掃除などをしてくれます。Kさんは「できることは自分でやりたい」と言っています。でも、時々トイレに間に合わないことがあります。転ぶかもしれないので風呂にもあまり入りません。それで毎日の生活が心配になっています。1週間に1回、介護予防通所リハビリテーションを利用しています。

問1 Kさんが、このごろあまり出かれないのはどうしてですか。一つ選んでください。

- ① 奥さんが死んだから。
- ② 友達がいらないから。
- ③ あまり歩けなくなったから。
- ④ カラオケが嫌いになったから。

問2 だれがKさんの世話をしていますか。一つ選んでください。

- ① 1番上の息子
- ② 1番上の娘
- ③ 奥さん
- ④ 友人

問3 Kさんの今の生活で正しいものを一つ選んでください。

- ① お風呂が大好きなので、毎日入っています。
- ② 自分のことは全部自分でやっています。
- ③ トイレに間に合わないことがあります。
- ④ 友達と将棋を楽しんでいます。

問4 Kさんはどのくらい介護サービスを利用していますか。

学習期間：漢字  
学習7か月の間に  
終了させる。

## 漢字力、語彙力の強化

## 学習期間：2か月



p.1

漢字 (画)	音読み・訓読み	意味 (英語、インドネシア語)
及	キョウ (および、及び、及び)	reach menyebabkan mencapai
言及 (する)	げんきょう	mention (mention) referensi (menyingsund)
普及 (する)	ふきゅう	dissemination (disseminata) spread (spread) penyebaran (menyebarkan)

《例文》

- 障害者基本計画は施設サービスに関して**言及**している。
- ユニバーサルの考え方が**普及**した。

p.86

読み方	意味
おに 与える	・あげる

例文

- ノーマライゼーションの思想は大規模入所施設の「脱施設化」に影響を**与えた**。
- 子ども世代に**与える**心理的な影響が大きい。

読み方	意味
あやほ 誤る	・間違える

例文

- 利用者が、熱湯を**誤って**自分の下肢にかけてしまい、発赤と疼痛があったので応急処置として水で冷やした。

p.120

文法	意味
1 ～がち	～ことが多い

例文

- 最近は入浴を**拒みがち**である。  
⇒拒むことが多い
- 食欲不振になり、便秘が**ち**である。  
⇒便秘することが多い

文法	意味
2 ～ことがある	ときどき / たまに～

例文

- 利用者の食習慣や嗜好への配慮が、食欲低下の改善につながる**ことがある**。  
⇒ときどき改善につながる
- 知的能力の障害が生じる**ことがある**。  
⇒たまに起こる

p.1

よく出る漢字	漢字	読み方	意味	言葉	読み方
1	及			言及	
2	収			収集	
3	反			反映	
4	可			可能	
5	去			過去	
6	由			理由	
7	次			次第に	
8	存			保存	
9	仲			仲介役	
10	任			任意	

p.2

意味	例文
この法律は施設サービスに <b>言及</b> している。	
パソコンが家庭にも <b>普及</b> した。	
情報を <b>収集</b> する。	
心臓が <b>収縮</b> する。	
利用者の願いを <b>反映</b> させる。	
家族の呼びかけに <b>反</b> 応する。	
車椅子への移動は <b>可</b> 能である。	
車椅子での移動は <b>許</b> 可されている。	
過去に健康診断を受けた <b>可</b> がある。	
異物を <b>去</b> 除する。	
理由を <b>由</b> を説明する。	
肢体不自由者の <b>介</b> 護をする。	
次第に一人で家事などができるようになる。	
高次脳機能障害になる。	
アルコール依存症になる。	
牛乳を冷蔵庫に <b>保</b> 存する。	
Fさんとはかの利用者との <b>仲</b> 介役になる。	
仲間と野菜づくりを行う。	
民間関係への加入は <b>任</b> 意である。	
本人の意志に任せることを <b>任</b> 意という。	

p.3

よく出る漢字 練習 ①

I. 漢字の意味を選びましょう。

1) 及・	英語	インドネシア語
2) 及・	① opposite	berlawanan
3) 可・	② fair, possible	adapat, persetujuan
4) 去・	③ leave, move away	plindah, meninggalkan
5) 収・	④ reach	menyebabkan, menanggapi
	⑤ gather, store	terima, berhasil

II. 言葉の意味を選びましょう。

1) 言及・	英語	インドネシア語
2) 反映・	① past	masa lalu
3) 許可・	② reflection	refleksi
4) 過去・	③ collection	pengumpulan
5) 収集・	④ mention	referensi
	⑤ permission	perizinan

III. ( ) の中に言葉を入れましょう。

- 家族の呼びかけに( )する。
- 正しいへの移動は( )であった。
- 心臓が( )する。
- パソコンが家庭にも( )した。
- 異物を( )する。

IV. 読み方を書きましょう。

- 及( )
- 反する( )
- 去る( )
- 収める( )

p.4

全体通し番号113

よく出る漢字 練習 ②

I. 漢字の意味を選びましょう。

1) 拒・	英語	インドネシア語
2) 次・	① oppose, to	menyebabkan
3) 存・	② reason	alasan
4) 仲・	③ next	berikutnya
5) 任・	④ exist	berada
	⑤ relational	hubungan

II. 言葉の意味を選びましょう。

1) 不自由・	英語	インドネシア語
2) 高次・	① high-order	tingkat tinggi
3) 依存・	② mediator	penengah
4) 仲介役・	③ option	suksesi
5) 任意・	④ dependency	keharusan/kepatuhan
	⑤ disability	cacat

III. ( ) の中に言葉を入れましょう。

- 牛乳を冷蔵庫に( )する。
- 正しいの( )を説明する。
- 家事などが( )一人でできるようになる。
- ( )と野菜づくりをする。
- 民間関係への加入は( )である。

IV. 読み方を書きましょう。

- 次に( )
- 任せる( )

# 介護福祉士国家試験の合格に向けての学習

## 外国人のための国家試験対策テキスト





## 国家試験の介護専門学習

## 学習期間：1年

p.3

**1 人間の尊厳と人権・福祉理念**

**1) 人間の尊厳と利用者主体**

私たちが生きていくのに大切なことは何でしょうか。人々の「しあわせ」は何でしょうか。人々が「しあわせ」になるためには、人が大切にされる社会でなければなりません。一人ひとりの人間が人として尊重されること、人の生き方を尊重することを「尊厳」といいます。そして「人間の尊厳」は他の人が壊したり奪ったりすることができない最も大切なものです。では、介護の仕事をする私たちは、どうやって利用者を理解し、利用者の尊厳を守って自立を支援していけばいいのでしょうか。いっしょに考えてみましょう。

**利用者主体の考え方・実現**

介護者の視点や価値観で介護するのではなく、利用者を中心に考えることが利用者主体です。利用者主体を実現するためには、利用者が求めていることを知る必要があります。そのためには、次の①～④が必要です。

- ①利用者の気持ちを知る
- ②利用者の今の状況、今までどのような生活をしてきたかを知る
- ③利用者に対して、どのような支援計画があるかを知る
- ④今の計画を履行する必要があるかを多職種で考え、必要ならば変更する

**言葉の意味・説明**

- 尊厳 人の人間として大切にされること
- 人権 人が持っている権利
- 尊厳 大切にすること
- 尊重 思ったくないと思っている人への尊重のこと
- 尊重 大切にすること
- 尊厳 大切にすること
- 尊重 大切にすること
- 尊厳 大切にすること
- 尊重 大切にすること

外国人のための介護福祉士  
国家試験対策 2024

新カリキュラム I  
「人間と社会」「医療的ケア」

全編ふりがな付!

・人間の尊厳と自立  
・人間の関係とコミュニケーション  
・社会の理解  
・医療的ケア

編者：二階洋子 監修：山本 義典

p.4

**2) 人権・福祉の理念**

**人権思想の歴史**

人権は、人が生まれたときから持っている権利です。人権が保障されるまでは長い歴史があり、人々が人権を得るためにはとても努力が必要でした。国や他国から保護されず、自分の意思で生活する権利を自由権といいます。人権思想の歴史は、まず自由権の考え方が生まれて、その後人間的な生活を保障する生存権の考え方が生まれました。

**外国では**

- アメリカの独立宣言 (1776年)
- フランスの人権宣言 (1789年)
- ワイマール憲法 (ドイツ 1919年)

ワイマール憲法 (ドイツ 1919年)  
憲法で初めて生存権 (社会権) が決められました。日本国憲法では第25条に生存権が決められています。

アメリカでは、1960年代から1970年代に自立生活運動 (IL運動) が始まりました。重度の障害があっても心の自立を捨てないで、また日常生活で介護を受けても自分の判断で生活を営み、人生に目的を持って生きていこうという考えです。自分でよく判断できない知的障害者でも、自分だいたいという気持ちで尊重されなければなりません。自分で自立生活運動では、①権利保障 ②一人ひとりへの介護サ

**言葉の意味・説明**

- 人権 人が持っている権利
- 自由権 人生や行動についての自由な意思での行動
- 生存権 国や他国から保護されず、自分の意思で生活する権利を自由権といふ
- 社会権 国が保障した権利
- 自由権 国が保障した権利
- 生存権 国が保障した権利
- 社会権 国が保障した権利
- 自由権 国が保障した権利
- 生存権 国が保障した権利
- 社会権 国が保障した権利

p.5

**世界人権宣言 (1948年)**

人権を自由と尊重して、しっかり守るために決められました。第22条では「人間の尊厳と自立」の考え方を宣言しています。

**第22条**

すべての人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家当局及び国際的協力により、また、各国の自願及び援助に応じて、自己の健康と自己の人間の自由を尊重し、向上させる権利を有する。

**この言葉って、なに?**

**収入と所得**

**収入** 入ってくるお金。会社などで働いている人は、給与や社会保険料を引かれた後のこと。自分でのお金どきややっている人は、売ったお金が収入になります。

**所得** 収入から、収入を得るためにかかった経費 (必要経費) を引いた金額を所得といいます。会社などで働いている人は、一年の収入から、決められている金額 (給与所得控除) を引いた後の金額です。

**言葉の意味・説明**

- 収入 入ってくるお金
- 所得 収入から、収入を得るためにかかった経費 (必要経費) を引いた金額を所得といふ
- 収入 入ってくるお金
- 所得 収入から、収入を得るためにかかった経費 (必要経費) を引いた金額を所得といふ



介護福祉士国家試験は日本語の試験ではない。

日本語はだいたい理解できればよいとする。  
わからないものは、わかるもの、知っている  
ことから考える。

（類推力が大事）

国家試験合格には、まわりのサポートが必須  
自学ができるように、計画を立てる。

確認と励まし

IV最後に

助言する際の留意点

外国人介護人材の日本語レベルを把握しておく。

問題になっていることが何かを、把握する。

問題が、就労から国家試験までの学習の流れの中で、どの部分にあるかを検討し、適切なアドバイスをする。